

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和3年11月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和3年11月26日（金曜日）午後1時30分～午後3時00分 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員， 椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 宇田野 信彦 参事 奈幡 正 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 教育指導課長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 (1) 議案第37号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱の制定について（可決） (2) 議案第38号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について（可決） (3) 議案第39号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について（可決） (4) 議案第40号 守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱の制定について（可決） (5) 議案第41号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について（可決） (6) 議案第42号 守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について（可決）

	【協議事項】 (1) 協議第2号 守谷市社会教育委員の選出について (2) 協議第3号 学校給食におけるアレルギー対応について (3) 協議第4号 給食食材の放射性物質検査の廃止について (4) 協議第5号 第四次守谷市子ども読書活動推進計画（案）の策定について
4 今後の状況	次回は，令和3年12月24日（金曜日）午後1時30分から開催予定

令和3年11月教育委員会定例会 会議資料

日 時 令和3年11月26日(金)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和3年11月教育委員会定例会

会 議 次 第

日 時 令和3年11月26日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- 議案第 37 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱の制定について（学校教育課）
- 議案第 38 号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について（学校教育課）
- 議案第 39 号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について（学校教育課）
- 議案第 40 号 守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱の制定について
- 議案第 41 号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について
- 議案第 42 号 守谷市議会定例月議会への提出予定案件について【非公開】

4 協議事項

- 協議第 2 号 守谷市社会教育委員の選出について（生涯学習課）
- 協議第 3 号 学校給食におけるアレルギー対応について（給食センター）
- 協議第 4 号 給食食材の放射性物質検査の廃止について（給食センター）
- 協議第 5 号 第四次守谷市子ども読書活動推進計画（案）の策定について（中央図書館）

5 報告事項

なし

6 その他

議案第37号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和3年11月26日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和3年11月26日 原案 決

提案理由

本案は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定により、守谷市立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者から徴収する共済掛金に関し必要な事項を定めた要綱を制定するものです。

議案	頁数
37号	1

守谷市教育委員会告示第 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱を次のとおり定める。

令和3年 月 日

守谷市教育長 町田 香

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定により、守谷市立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者から徴収する共済掛金（以下「負担額」という。）について、法及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(負担額)

第2条 負担額は、施行令第7条第1号に定める額に10分の5を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(負担額の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、毎年5月1日において、児童生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、負担額を徴収しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）第6条第4項の規定による就学援助の認定を受けた保護者（その他）

第4条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 38 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年11月26日 提 出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和 3 年11月26日 原案 決

提案理由

本案は、オンライン学習に係る通信費の支援を目的に、国の要保護児童生徒援助費の費目にオンライン学習通信費が追加されたことから、援助費の費目に新たにオンライン通信費を追加するほか、受給資格の審査や認定に係る業務の効率化を図るため、守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
38号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月 日

守谷市教育委員会教育長 町田 香

第3条第3号中「校外活動費」を「通学費」に改め、同条第4号中「通学費」を「校外活動費」に改め、同条第7号中「もの」を「者」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）オンライン学習通信費（ICTを通じた教育が、当該児童生徒の在学する学校長（以下単に学校長という。）若しくは委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な経費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）ただし、委員会から通信機器の貸与を受けていない児童生徒の保護者に限る。）

第4条に次のただし書を加える。

ただし、学校給食費については守谷市学校給食費取扱要綱（昭和60年守谷町教育委員会規程第1号）第2条に定める額とする。

第5条第1項中「、当該児童生徒の在学する学校長（以下単に「学校長」という。）を経由して」を削り、同条第2項中「直接」を削り、同条第4項を削る。

第6条第1項中「及び世帯票の提出」を削り、同条第4項中「第4号」を「第3号」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第8条第1項ただし書中「第8号」を「第10号」に改め、同条第2項中

「から委任を受けた」を「の同意があった」に改める。

第9条第1項中「，その旨を学校長を経由して」を削り，同条第2項中「学校長を経由して，」を削り，同条第3項を削る。

別表第2項中第1号から第4号までを削り，第5号を第1号とし，第6号を第2号とする。

様式1号を次のように改める。

守谷市就学援助費交付申請書

守谷市教育委員会 宛て

次の理由により就学援助を受けたいので申請します。

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者(保護者)	住所	守谷市		
	氏名	印		
	電話	自宅	-	-
		携帯	-	-

【1】対象児童生徒

学校名	学校 年	氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日
-----	------	----	------	------	-------

【2】家庭の状況(前項の児童生徒を除き、生計を共にする世帯全員について記入してください。)

氏名	生年月日	申請者から見た続柄	職業又は学校名(学年)
	年 月 日	上記申請者本人	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【3】申請理由 ※ 経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【4】住宅の形態(該当する番号を○で囲んでください)

1	持家
2	借家・借間(家賃 月額 円)
※ 共益費・駐車場代は含みません。	
※ 最新の契約書(住所、借主、貸主、契約期間、家賃額が明記)の写しを提出してください。 市営・県営住宅等にお住まいの方は、最新の家賃決定通知書を提出してください。	
※ 生活保護受給中の方は、家賃を証明する書類を提出する必要はありません。	

【5】前年度または現年度において、次のいずれかに該当する場合は○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明となるものをご提出ください。

	生活保護受給中
	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
	市民税が非課税又は減免の扱いを受けている(世帯全員)
	※ 個人事業税の減免を受けている
	固定資産税の減免を受けている
	※ 国民年金の掛金の減免を受けている(世帯全員)
	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている(保険料の法定軽減は対象外)
	児童扶養手当を受給している
	※ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている

【6】振込口座(申請者(保護者)名義の指定口座を記入してください。)

金融機関名						農協、銀行 信金、信組 労働金庫		支店名		支店 支所 出張所		預金種別	
										普通		当座	
口 座 番 号										口 座 名 義 人	※ カタカナで記入		

※ 上記の口座情報は、認定された場合に就学援助費に関してのみ使用します。

【7】同意事項

私は、次の内容について同意します。

- 1 学校に納めるべき費用に未納がある場合には、就学援助受給に係る金銭の取り扱いについて、その一切の権限を当該学校の校長に委任するとともに、就学援助費から当該未納分に充当すること。
- 2 就学援助の申請により得られた個人情報を、必要に応じて学校に提供すること。

署名(保護者) _____ (印)

様式第1号の1を次のように改める。

議案	頁数
38号	6

小学校入学準備金 兼 入学年度用守谷市就学援助費交付申請書

守谷市教育委員会 宛て

次の理由により小学校入学準備金及び入学年度の就学援助を受けたいので申請します。

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者 (保護者)	住所	守谷市		
	氏名	印		
	電話	自宅	-	-
		携帯	-	-

【1】対象児童 (新小学1年生)

学校名	小学校	氏名	ふりがな	生年 月 日	年 月 日
-----	-----	----	------	-----------	-------

【2】家庭の状況 (前項の児童を除き、生計を共にする世帯全員について、ご記入ください。同一住所に居住する親族の方は別世帯の場合にも審査対象となりますので、ご記入ください。)

氏名	生年月日	対象児童から見た続柄	職業又は学校名 (学年)
	年 月 日	上記申請者本人	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【3】申請理由 ※ 経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【4】住宅の形態 (該当する番号を○で囲んでください)

1 持家

2 借家・借間 (家賃月額 円)

※ 共益費・駐車場代は含みません。

※ 最新の契約書 (住所、借主、貸主、契約期間、家賃額が明記) の写しを提出してください。

※ 市営・県営住宅等にお住まいの方は、最新の家賃決定通知書を提出してください。

【5】前年度または現年度において、次のいずれかに該当する場合は○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明となるものをご提出ください。

	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
	市民税が非課税又は減免の扱いを受けている（世帯全員）
	※ 個人事業税の減免を受けている
	固定資産税の減免を受けている
	※ 国民年金の掛金の減免を受けている（世帯全員）
	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている（保険料の法定軽減は対象外）
	児童扶養手当を受給している
	※ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている

【6】振込口座（申請者（保護者）名義の指定口座を記入してください。）

金融機関名		支店名		支店		預金種別	
農協 銀行				支店		普通 当座	
信金 信組				支所			
労働金庫				出張所			
口 座				口 座	※ カタカナで記入		
番 号				名義人			

※ 上記の口座情報は、認定された場合に入学準備金及び就学援助費事務に関してのみ使用します。

【7】同意事項

私は、次の内容について同意します。 1 入学予定者が、入学準備金の交付を受けた後、入学前に市外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体担当に、就学援助認定による入学準備金の交付を受けた旨通知すること。 2 学校に納めるべき費用に未納がある場合には、就学援助受給に係る金銭の取り扱いについて、その一切の権限を当該学校の校長に委任するとともに、就学援助費から当該未納分に充当すること。 3 就学援助の申請により得られた情報を、必要に応じて学校に提供すること。 署名（保護者） _____ 印
--

【8】入学年度の就学援助を希望しない場合は、枠内にレ点を付けてください。

☐ 入学年度の就学援助を希望しない。

※ 入学準備金については入学前に審査を行います。就学援助については入学後に審査を行います。結果については、通知を2度に分けて送付いたしますので、ご了承ください。また、生活保護法第8条の審査基準に変更があった際には、結果が変わることがありますので、併せてご了承くださいますよう、お願いいたします。

様式第 3 号及び第 3 号の 1 を削る。

様式第 4 号を様式第 3 号とし，次のように改める。

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に関する就学援助につきましては、要保護・
準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、 年度就学援助費は次のとおり支給する予定でありますので、あわせて通知いたします。
(給与品目及び支給額) (単位:円)

	学用品費等					修学 旅行 費	入学準備 金 ・ 新入学 児童生徒 学用品	卒業ア ルバム 代等	オンラ イン学 習通信 費	医療費	学校 給食費	備 考
	学用品 費	通学用 品 費	通学費	校外活 動費 (宿泊: 無)	校外活 動費 (宿泊: 有)							
小 1 年				(限度額)						学 校 病 の み	(予定額) (実費)	
小2～ 4 年				(限度額)								
小 5 年				(限度額)	(限度額)							
小 6 年				(限度額)		(概ね 実費)		(限度額)				
中 1 年				(限度額)	(限度額)					う ・ ち く の う 症 歯 ・ 中 耳 炎	(予定額) (実費)	
中 2 年				(限度額)	(限度額)							
中 3 年				(限度額)		(概ね 実費)		(限度額)				

* 上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例: 校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

* 修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

* 要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

* 通学費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費です。(片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料です。)

様式第4号の1を様式第3号の1とし、次のように改める。

様式第3号の1(第6条関係)

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費(入学準備金)認定通知書

先に申請のありました に対する入学準備金につきまして、認定しますので通知いたします。

なお、 年度入学準備金は次のとおり支給する予定でありますので、併せて通知いたします。

支給額 : 円
支給日 : 年 月 日
支給方法: 申請者(保護者)様のご指定口座

- * 入学予定者が、入学準備金の交付を受けた後、入学前に市外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体担当に、就学援助認定による入学準備金の交付を受けた旨を通知いたします。
- * 就学援助を希望している方につきましては、入学後に審査を行いますので、結果につきましては別途通知いたします。5月末頃を予定しております。

様式第 5 号を削る。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
(援助費の費目) 第3条 交付する援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助として支給を受けているものを除く。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>通学費</u> (4) <u>校外活動費</u> (5) 及び(6) (略) (7) 新入学児童生徒学用品費（小学校又は中学校の第1学年に在学する児童生徒の保護者であって、前号の入学準備金の交付を受けていない<u>者</u>に限る。） (8) (略) (9) <u>オンライン学習通信費（ICTを通じた教育が、当該児童生徒の在学する学校長（以下単に「学校長」という。）若しくは委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な経費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）ただし、委員会から通</u>	(援助費の費目) 第3条 交付する援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助として支給を受けているものを除く。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>校外活動費</u> (4) <u>通学費</u> (5) 及び(6) (略) (7) 新入学児童生徒学用品費（小学校又は中学校の第1学年に在学する児童生徒の保護者であって、前号の入学準備金の交付を受けていない<u>もの</u>に限る。） (8) (略) (新設)

信機器の貸与を受けていない児童生徒の保護者に限る。)

(10) (略)

(11) (略)

(交付額)

第4条 援助費の交付額は、要保護児童生徒援助費補助金における国の予算単価額を限度とし、年度ごとに、委員会が定めるものとする。ただし、学校給食費については守谷市学校給食費取扱要綱（昭和60年守谷町教育委員会規程第1号）第2条に定める額とする。

(交付申請)

第5条 援助費の交付を受けようとする保護者は、守谷市就学援助費交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し_____, 委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第6号に掲げる入学準備金の交付を受けようとする次年度に小学校に就学を予定する児童の保護者（以下「小学校就学予定保護者」という。）は、委員会が指定する日までに、小学校入学準備金兼入学年度用守谷市就学援助費交付申請書（様式第1号の1）に必要書類を添付し、委員会に____提出しなければならない。

(9) (略)

(10) (略)

(交付額)

第4条 援助費の交付額は、要保護児童生徒援助費補助金における国の予算単価額を限度とし、年度ごとに、委員会が定めるものとする。_____

(交付申請)

第5条 援助費の交付を受けようとする保護者は、守谷市就学援助費交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、当該児童生徒の在学する学校長（以下単に「学校長」という。）を経由して、委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第6号に掲げる入学準備金の交付を受けようとする次年度に小学校に就学を予定する児童の保護者（以下「小学校就学予定保護者」という。）は、委員会が指定する日までに、小学校入学準備金兼入学年度用守谷市就学援助費交付申請書（様式第1号の1）に必要書類を添付し、委員会に直接提出しなければならない。

3 (略)

(削除)

(認定)

第6条 委員会は、前条に規定する交付申請_____があつたときは、受給資格を審査し、認定を行うものとする。

2及び3 (略)

4 委員会は、審査終了後、受給資格の認定をしたときは、速やかに守谷市就学援助費認定通知書(様式第3号)又は守谷市就学援助費(入学準備金)認定通知書(様式第3号の1)により当該申請者に通知するものとする。

(削除)

(削除)

(援助費の交付)

3 (略)

4 学校長は、交付申請があつたときは、児童生徒に係る世帯票(様式第3号。以下「世帯票」という。)を2部作成し、委員会に提出しなければならない。ただし、第2項の交付申請については、当該申請者の児童の入学後に世帯票を2部作成し、委員会に提出するものとする。

(認定)

第6条 委員会は、前条に規定する交付申請及び世帯票の提出があつたときは、受給資格を審査し、認定を行うものとする。

2及び3 (略)

4 委員会は、審査終了後、受給資格の認定をしたときは、速やかに守谷市就学援助費認定通知書(様式第4号)又は守谷市就学援助費(入学準備金)認定通知書(様式第4号の1)により当該申請者に通知するものとする。

5 委員会は、審査結果について世帯票により学校長に通知するものとする。

6 委員会は、前項の通知の際に、守谷市就学援助費交付計画書(様式第5号)により援助費の交付計画(小学校の入学準備金を除く。)を通知するものとする。

(援助費の交付)

第8条 援助費は、委員会が第6条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対し、金銭により支払うものとする。ただし、第3条第10号に掲げる医療費については、委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、援助費（医療費及び小学校の入学準備金を除く。）の請求、受領、精算及び返納は、学校長が援助費の交付を受ける保護者の同意があった場合は、当該学校長を通じて行うことができるものとする。

3及び4 （略）

（変更届及び辞退届）

第9条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に届け出なければならない。

（1）から（3）まで（略）

2 認定者は、援助費の交付を必要としなくなったときは、援助費の交付を辞退する旨を委員会に届け出なければならない。

（削除）

別表（第2条関係）

準要保護認定要件

第8条 援助費は、委員会が第6条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対し、金銭により支払うものとする。ただし、第3条第8号に掲げる医療費については、委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、援助費（医療費及び小学校の入学準備金を除く。）の請求、受領、精算及び返納は、学校長が援助費の交付を受ける保護者から委任を受けた場合は、当該学校長を通じて行うことができるものとする。

3及び4 （略）

（変更届及び辞退届）

第9条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を学校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

（1）から（3）まで（略）

2 認定者は、援助費の交付を必要としなくなったときは、援助費の交付を辞退する旨を学校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、小学校就学予定保護者が前2項の届出を行う場合は、当該小学校就学予定保護者が直接委員会に届け出るものとする。

別表（第2条関係）

準要保護認定要件

- 1 前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者で、市税の滞納が無い者
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市民税の非課税
 - (3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - (4) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - (5) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - (9) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 2 上記1以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者で、市税の滞納が無い者
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)

- 1 前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者で、市税の滞納が無い者
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市民税の非課税
 - (3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - (4) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - (5) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - (9) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 2 上記1以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者で、市税の滞納が無い者
 - (1) 保護者が職業安定所登録日雇労働者
 - (2) 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者
 - (3) 学校納付金の納付状態の悪い者又は学用品費、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

(削除)

(1) 世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて次の算式により算定した額未満の所得であるもの

(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助) × 1.2

(2) その他委員会が特に援助の必要があると認めた者

様式第1号(別記1)

様式第1号の1(別記3)

(削除)

様式第3号(別記6)

様式第3号の1(別記8)

(削除)

(4) 経済的理由による欠席日数が多い者

(5) 世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて次の算式により算定した額未満の所得であるもの

(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助) × 1.2

(6) その他委員会が特に援助の必要があると認めた者

様式第1号(別記2)

様式第1号の1(別記4)

様式第3号(別記5)

様式第4号(別記7)

様式第4号の1(別記9)

様式第5号(別記10)

守谷市就学援助費交付申請書

守谷市教育委員会 宛て

次の理由により就学援助を受けたいので申請します。

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者(保護者)	住所	守谷市		
	氏名	印		
	電話	自宅	-	-
		携帯	-	-

【1】対象児童生徒

学校名	学校 年	氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日
-----	------	----	------	------	-------

【2】家庭の状況(前項の児童生徒を除き、生計を共にする世帯全員について記入してください。)

氏名	生年月日	申請者から見た続柄	職業又は学校名(学年)
	年 月 日	上記申請者本人	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【3】申請理由 ※ 経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【4】住宅の形態(該当する番号を○で囲んでください)

1 持家
2 借家・借間(家賃 月額 円)
※ 共益費・駐車場代は含みません。
※ 最新の契約書(住所、借主、貸主、契約期間、家賃額が明記)の写しを提出してください。 市営・県営住宅等にお住まいの方は、最新の家賃決定通知書を提出してください。
※ 生活保護受給中の方は、家賃を証明する書類を提出する必要はありません。

【5】前年度または現年度において、次のいずれかに該当する場合は○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明となるものをご提出ください。

☐	生活保護受給中
☐	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
☐	市民税が非課税又は減免の扱いを受けている(世帯全員)
☐	※ 個人事業税の減免を受けている
☐	固定資産税の減免を受けている
☐	※ 国民年金の掛金の減免を受けている(世帯全員)
☐	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている(保険料の法定軽減は対象外)
☐	児童扶養手当を受給している
☐	※ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている
☐	(削除)

【6】振込口座(申請者(保護者)名義の指定口座を記入し、同意事項欄に署名、押印してください。)

金融機関名				支店名				支店 支所 出張所		預金種別	
農協、銀行 信金、信組 労働金庫										普通・当座	
口座 番号								口座 名義人	※ カタカナで記入		

※ 上記の口座情報は、認定された場合に就学援助費に関してのみ使用します。

【7】同意事項

私は、次の内容について同意します。

- 1 学校に納めるべき費用に未納がある場合には、就学援助受給に係る金銭の取り扱いについて、その一切の権限を当該学校の校長に委任するとともに、就学援助費から当該未納分に充当すること。
- 2 就学援助の申請により得られた個人情報を、必要に応じて学校に提供すること。

署名(保護者) _____ (印)

様式第 1 号(第 5 条関係)

守谷市就学援助費交付申請書

守谷市教育委員会 宛て

下記の申請理由により就学援助を受けたいので申請します。

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者(保護者)	住所	守谷市		
	氏名	印		
	電話	自宅	-	-
		携帯	-	-

【1】対象児童生徒

学校名	学校 年	氏名	ふりがな	生月日	年 月 日
-----	------	----	------	-----	-------

【2】家庭の状況(前項の児童を除き、生計を共にする世帯全員について記入してください。)

氏名	生年月日	申請者から見た続柄	職業又は学校名(学年)
	明大 年 月 日 昭平	上記申請者本人	
	明大 年 月 日 昭平		
	明大 年 月 日 昭平		
	明大 年 月 日 昭平		
	明大 年 月 日 昭平		
	明大 年 月 日 昭平		
	明大 年 月 日 昭平		

【3】申請理由 ※ 経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【4】住宅の形態(該当する番号を○で囲んでください)

1 持家

2 借家・借間(家賃 月額 円)

※ 共益費・駐車場代は含みません。

※ 最新の契約書(住所、借主、貸主、契約期間、家賃額が明記)の写しを提出してください。
市営・県営住宅等にお住いの方は、最新の家賃決定通知書を提出してください。

※ 生活保護受給中の方は、家賃を証明する書類を提出する必要はありません。

【5】前年度または現年度において、次のいずれかに該当する場合は○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明となるものをご提出ください。

	生活保護受給中
	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
	市民税が非課税又は減免の扱いを受けている(世帯全員)
	※ 個人事業税の減免を受けている
	固定資産税の減免を受けている
	※ 国民年金の掛金の減免を受けている(世帯全員)
	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている(保険料の法定軽減は対象外)
	児童扶養手当を受給している
	※ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている
	※ 職業安定所登録の日雇労働者である

小学校入学準備金 兼 入学年度用守谷市就学援助費交付申請書

守谷市教育委員会 宛て

次の理由により小学校入学準備金及び入学年度の就学援助を受けたいので申請します。

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者 (保護者)	住所	守谷市		
	氏名	印		
	電話	自宅	-	-
		携帯	-	-

【1】対象児童 (新小学1年生)

学校名	小学校	氏名	ふりがな	生年 月 日	年 月 日
-----	-----	----	------	-----------	-------

【2】家庭の状況 (前項の児童を除き、生計を共にする世帯全員について、ご記入ください。同一住所に居住する親族の方は別世帯の場合にも審査対象となりますので、ご記入ください。)

氏名	生年月日	対象児童から見た続柄	職業又は学校名 (学年)
	年 月 日	上記申請者本人	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【3】申請理由 ※ 経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【4】住宅の形態 (該当する番号を○で囲んでください)

1 持家

2 借家・借間 (家賃月額 円)

※ 共益費・駐車場代は含みません。

※ 最新の契約書 (住所、借主、貸主、契約期間、家賃額が明記) の写しを提出してください。

※ 市営・県営住宅等にお住まいの方は、最新の家賃決定通知書を提出してください。

【5】前年度または現年度において、次のいずれかに該当する場合は○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明となるものをご提出ください。

	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
	市民税が非課税又は減免の扱いを受けている（世帯全員）
	※ 個人事業税の減免を受けている
	固定資産税の減免を受けている
	※ 国民年金の掛金の減免を受けている（世帯全員）
	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている（保険料の法定軽減は対象外）
	児童扶養手当を受給している
	※ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている
	(削除)

【6】振込口座（申請者（保護者）名義の指定口座を記入してください。）

金融機関名		支店名		支店		預金種別	
農協、銀行				支店			
信金、信組				支所			
労働金庫				出張所		普通 ・ 当座	
口座 番号				口座 名義人	※ カタカナで記入		

※ 上記の口座情報は、認定された場合に入学準備金及び就学援助費事務に関してのみ使用します。

【7】同意事項

私は、次の内容について同意します。

- 1 入学予定者が、入学準備金の交付を受けた後、入学前に市外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体担当に、就学援助認定による入学準備金の交付を受けた旨通知すること。
- 2 学校に納めるべき費用に未納がある場合には、就学援助受給に係る金銭の取り扱いについて、その一切の権限を当該学校の校長に委任するとともに、就学援助費から当該未納分に充当すること。
- 3 就学援助の申請により得られた情報を、必要に応じて学校に提供すること。

署名（保護者） _____ (印)

【8】入学年度の就学援助を希望しない場合は、枠内にレ点を付けてください。

☐ 入学年度の就学援助を希望しない。

※ 入学準備金については入学前に審査を行いますが、就学援助については入学後に審査を行います。結果については、通知を2度に分けて送付いたしますので、ご了承ください。また、生活保護法第8条の審査基準に変更があった際には、結果が変わることがありますので、併せてご了承くださいませよう、お願いいたします。

小学校入学準備金 兼 入学年度用守谷市就学援助費交付申請書

守谷市教育委員会 宛て

下記の申請理由により小学校入学準備金及び入学年度の就学援助を受けたいので申請します。

申請日	平成31年1月 日
-----	-----------

申請者(保護者)	住所	守谷市		
	氏名	印		
	電話	自宅	-	-
		携帯	-	-

【1】対象児童 (新小学1年生)

学校名	小学校	氏名	ふりがな	性別	年 月 日
-----	-----	----	------	----	-------

【2】家庭の状況 (前項の児童を除き、生計を共にする世帯全員について、ご記入ください。)

氏名	生年月日	対象児童から見た続柄	職業又は学校名 (学年)
	年 月 日	上記申請者本人	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【3】申請理由 ※ 経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【4】住宅の形態(該当する番号を○で囲んでください)

1 持家
2 借家・借間（家賃月額 円）※ 共益費・駐車場代は含みません。 ・ 最新の契約書（住所、借主、貸主、契約期間、家賃額が明記）の写しを提出してください。 ・ 市営・県営住宅等にお住まいの方は、最新の家賃決定通知書を提出してください。

【5】前年度または現年度において、次のいずれかに該当する場合は○をつけてください。

※印が付いたものは決定通知の写しなど、証明となるものをご提出ください。

☐	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
☐	市民税が非課税又は減免の扱いを受けている（世帯全員）
☐	※ 個人事業税の減免を受けている
☐	固定資産税の減免を受けている
☐	※ 国民年金の掛金の減免を受けている（世帯全員）
☐	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている（保険料の法定軽減は対象外）
☐	児童扶養手当を受給している
☐	※ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている
☐	※ 職業安定所登録の日雇労働者である

【6】振込口座（申請者（保護者）名義の指定口座を記入してください。）

金融機関名		支店名		預金種別	
農協 銀行 信金 信組 労働金庫		支店 支所 出張所		普通 ・ 当座	
口座 番号		口座 名義	※ カタカナで記入		

※ 上記の口座情報は、認定された場合に入学準備金事務に関してのみ使用します。

【7】入学予定者が、入学準備金の交付を受けた後、入学前に市外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体担当に、就学援助認定による入学準備金の交付を受けた旨通知することに同意します。

署名 申請者（保護者）_____

【8】入学年度の就学援助を希望しない場合は、枠内にレ点を付けてください。

☐ 入学年度の就学援助を希望しない。

※ 入学準備金については入学前に審査を行います。就学援助については入学後に審査を行います。結果については、通知を2度に分けて送付いたしますので、ご了承ください。また、生活保護法第8条の審査基準に変更があった際には、結果が変わることがありますので、併せてご了承くださいませよう、お願いいたします。

様式第3号(第5条関係)

要保護及び準要保護児童生徒にかかる世帯票《新規申請用》

整理番号					教育扶助受給の有無			
ふりがな 児童生徒 氏 名				学年組	ふりがな 保 護 者 氏 名			
家庭の 状況 (保護者・ 本人を含む)	氏 名	続柄	生年月日	職業又は学年	家庭状況の変動			
住宅の形態 (1)持家 (2)借家 借間 (家賃: 円)				住所 TEL ()				
校 長 の 意 見	(1) 保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる (2) 生活状況が悪いため学校納付金を減免している (3) 生活状況が悪く学校納付金が滞りがちである (4) 昼食, 被服, 学用品, 通学用品等に不自由している (5) 経済的理由により欠席日数が多い (6) その他(具体的に記載のこと)							
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告いたします 年 月 日 守谷市立 学校長 印 守谷市教育委員会 宛て								
継 続 報 告	小 学 校					中 学 校		
	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日								
校 長 印								

様式第3号(第5条関係)

要保護及び準要保護児童生徒にかかる世帯票《継続申請用》

児童生徒氏名					学 年 ・ 組	保護者氏名	
					年 組		
家庭の状況(保護者・本人を含む)	氏 名	続柄	生年月日	年齢	職業(勤務先)	家庭状況	
						〈現在の家庭状況〉	
						(困窮している理由を、具体的に記入してください。)	
児童扶養手当の有無							
1 受給している(月額: 円) 2 受給していない							
住 宅 の 状 況					連 絡 先		
(1) 持家					(自宅)		
(2) 借家・借間					TEL		
(家賃月額: 円)					TEL		
〈県営・市営住宅等は 年 月からの					(勤務先など)		
新家賃を記入願います。〉					TEL		

上記のとおり 年度就学援助申請世帯を報告いたします。

年 月 日

守谷市立

学校長

印

守谷市教育委員会 宛て

様式第 3 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に関する就学援助につきましては、要保護・準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、年度就学援助費は次のとおり支給する予定でありますので、あわせて通知いたします。

(給与品目及び支給額)

(単位:円)

	学用品費等					修学旅行費	入学準備金・新入学児童生徒学用品	卒業アルバム代等	オンライン学習通信費	医療費	学校給食費	備考
	学用品費	通学用品費	通学費	校外活動費 (宿泊: 無)	校外活動費 (宿泊: 有)							
小 1 年				(限度額)						学校病のみ	(予定額) (実費)	
小 2～4 年				(限度額)								
小 5 年				(限度額)	(限度額)							
小 6 年				(限度額)		(概ね) 実費		(限度額)				
中 1 年				(限度額)	(限度額)					う・ち・く・の・う・症 歯・中・耳・炎	(予定額) (実費)	
中 2 年				(限度額)	(限度額)							
中 3 年				(限度額)		(概ね) 実費		(限度額)				

* 上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例: 校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

* 修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

* 要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

* 通学費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費です。(片道の通学距離が児童にあつては4 km以上、生徒にあつては6 km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料です。)

様式第 3 号の 1 (第 6 条関係)

第 年 月 日 号

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費（入学準備金）認定通知書

先に申請のありました に対する入学準備金につきまして、認定しますので通知いたします。

なお、 年度入学準備金は次のとおり支給する予定でありますので、併せて通知いたします。

支給額 : 円
支給日 : 年 月 日
支給方法 : 申請者（保護者）様のご指定口座

- * 入学予定者が、入学準備金の交付を受けた後、入学前に市外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体担当に、就学援助認定による入学準備金の交付を受けた旨を通知いたします。
- * 就学援助を希望している方につきましては、入学後に審査を行いますので、結果につきましては別途通知いたします。5月末頃を予定しております。

様式第4号の1 (第6条関係)

第 年 月 日 号

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費（入学準備金）認定通知書

先に申請のありました に対する入学準備金につきまして、認定しますので通知いたします。

なお、 年度入学準備金は次のとおり支給する予定でありますので、併せて通知いたします。

支給額 : 円
支給日 : 年 月 日
支給方法 : 申請者（保護者）様のご指定口座

- * 入学予定者が、入学準備金の交付を受けた後、入学前に市外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体担当に、就学援助認定による入学準備金の交付を受けた旨を通知いたします。
- * 就学援助を希望している方につきましては、入学後に審査を行いますので、結果につきましては別途通知いたします。5月末頃を予定しております。

様式第5号 (第6条関係)

守谷市就学援助費交付計画書

学校名 _____ 学校 _____

番号	要 準	学 年	氏名	学期	学用 品費	通学 用品 費	入学 準備 金/新 入学 学用 品費	校外活動費		卒業 アル バム 代等	修学 旅行 費	給食 費	計
								不泊	宿泊				
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
合計				1									
				2									
				3									

議案	頁数
38号	36

議案第39号

守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市英語検定料補助金交付要綱（令和2年守谷市教育委員会告示第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月26日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和3年11月26日 原案 決

提案理由

本案は、今年度から実用英語技能検定における受検方法が多様化し、一次試験及び二次試験の実施会場の組み合わせ方により、新たな料金区分が設定されたことから、補助金の額の基礎となる検定料の料金区分を見直すほか、請求に係る事務について定めるため、守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正するものです。

議案	頁数
39号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市英語検定料補助金交付要綱（令和2年守谷市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第1条及び第3条中「受験」を「受検」に改める。

第4条第1項前段中「受験」を「受検」に改め、同項後段中「3級及び2級」を「2級，準2級，3級，4級及び5級」に，「受験」を「受検」に，「準会場受験」を「1次試験を準会場，2次試験を本会場で実施する場合」に改める。

第5条中「受験」を「受検」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により，交付決定の通知を受けた申請者は，守谷市英語検定料補助金請求書（様式第3号）を，速やかに守谷市長に提出しなければならない。

第7条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第1号中「受験」を「受検」に，「試験会場」を「検定会場」に改める。

様式第2号中「3 振込予定日 年 月 日」を削る。

様式第3号中「様式第3号（第7条関係）」を「様式第4号（第7条関係）」に，「受験」を「受検」に改め，様式第3号を様式第4号とし，様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者

住所
氏名
電話

印

守谷市英語検定料補助金請求書

守谷市英語検定料補助金交付要綱の規定により，下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合		本店 支店 出張所
口座番号	普通・当座		
フリガナ			
口座名義人			

附 則
この告示は、公示の日から施行する。

守谷市英語検定料補助金交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この告示は、市内の小学生及び中学生の学習意欲向上と保護者の経済的負担の軽減を目的として、英語検定を<u>受検</u>した児童生徒の保護者に対して予算の範囲内において守谷市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者) 第3条 補助金の交付の対象とする者は、検定を<u>受検</u>した児童生徒の保護者とする。 (補助金の額等) 第4条 補助金の額は、児童生徒の<u>受検</u>した級に応じて協会が定める検定料の2分の1の額とする。この場合において、<u>2級、準2級、3級、4級及び5級を受検</u>するときの検定料は、<u>一次試験を準会場、二次試験を本会場で実施する場合</u>の検定料とする。 2及び3 (略) (補助金の交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童生徒が検定を<u>受検</u>した会計年度内に、守谷市英語検定料補助金交付申請書（	(趣旨) 第1条 この告示は、市内の小学生及び中学生の学習意欲向上と保護者の経済的負担の軽減を目的として、英語検定を<u>受験</u>した児童生徒の保護者に対して予算の範囲内において守谷市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者) 第3条 補助金の交付の対象とする者は、検定を<u>受験</u>した児童生徒の保護者とする。 (補助金の額等) 第4条 補助金の額は、児童生徒の<u>受験</u>した級に応じて協会が定める検定料の2分の1の額とする。この場合において、<u>3級及び2級を受験</u>するときの検定料は、<u>準会場受験</u>の検定料とする。 2及び3 (略) (補助金の交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童生徒が検定を<u>受験</u>した会計年度内に、守谷市英語検定料補助金交付申請書（

様式第1号)に検定結果の確認ができるものを添付の上、守谷市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 (略)

2 前項の規定により、交付決定の通知を受けた申請者は、守谷市英語検定料補助金請求書(様式第3号)を、速やかに守谷市長に提出しなければならない

。

(補助金の返還)

第7条 委員会は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。この場合において、委員会は、守谷市英語検定料補助金交付決定取消・返還命令書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

様式第1号【別記1】

様式第2号【別記3】

様式第3号【別記5】

様式第4号【別記6】

様式第1号)に検定結果の確認ができるものを添付の上、守谷市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 (略)

(新設)

(補助金の返還)

第7条 委員会は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。この場合において、委員会は、守谷市英語検定料補助金交付決定取消・返還命令書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

様式第1号【別記2】

様式第2号【別記4】

(新設)

様式第3号【別記7】

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請者 (保護者) 住所
氏名
電話

印

守谷市英語検定料補助金交付申請書

守谷市英語検定料補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 _____ 円

2 内 容

学校名	学校 年 組
受検者氏名	(年 月 日生)
受検日	年 月 日
検定会場	
受検級	級 ※複数の級を受検した場合は、最上位の級をご記入ください。

3 添付書類 (合否通知の写し等)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請者 (保護者) 住所
氏名
電話

印

守谷市英語検定料補助金交付申請書

守谷市英語検定料補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 _____ 円

2 内 容

学校名	学校 年 組
受験者氏名	(年 月 日生)
受験日	年 月 日
試験会場	
受験級	級 ※複数の級を受験した場合は、最上位の級をご記入ください。

3 添付書類 (合否通知の写し等)

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

守谷市教育委員会 印

守谷市英語検定料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった守谷市英語検定料補助金に
ついては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|----|-----|
| 1 | 決定の区分 | 交付 | 不交付 |
| 2 | 交付決定額 | 円 | |

様式第 2 号 (第 6 条関係)

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

守谷市教育委員会 印

守谷市英語検定料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった守谷市英語検定料補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 交付 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 振込予定日 年 月 日

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者

住所
氏名
電話

印

守谷市英語検定料補助金請求書

守谷市英語検定料補助金交付要綱の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

様式第 4 号(第 7 条関係)

第 年 月 日

住所
氏名 様

守谷市教育委員会 印

守谷市英語検定料補助金交付決定取消・返還命令書

年 月 日付で通知した守谷市英語検定料補助金の交付の
決定を下記のとおり取り消したので、通知します。

また、既に交付した補助金の返還を命じます。

記

- 1 学校名 学校
- 2 受検者名
- 3 取消理由
- 4 返還額 円

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

守谷市教育委員会 印

守谷市英語検定料補助金交付決定取消・返還命令書

年 月 日付で通知した守谷市英語検定料補助金の交付の決定を下記のとおり取り消したので、守谷市英語検定料補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

また、既に交付した補助金の返還を命じます。

記

- 1 学校名 学校
- 2 受験者名
- 3 取消理由
- 4 返還額 円

令和 2 年度実用英語技能検定検定料

単位：円

実施会場		1 級	準 1 級	2 級	準 2 級	3 級	4 級	5 級
一次試験	二次試験							
本会場		10,300	8,400	8,400	6,900	5,900	3,600	3,000
準会場	本会場	—	—	5,500	4,900	3,900	2,600	2,000
市補助		5,150	4,200	2,750	2,450	1,950	1,300	1,000



令和 3 年度実用英語技能検定検定料

(公益財団法人 日本英語検定協会)

単位：円

実施会場		1 級	準 1 級	2 級	準 2 級	3 級	4 級	5 級
本会場		12,600	10,700	9,700	9,200	7,900	4,900	4,500
準会場	本会場	—	—	6,500	5,800	4,800	2,900	2,500
準会場	準会場 (*)	—	—	6,100	5,400	4,400	2,900	2,500
本会場	準会場 (*)	—	—	9,300	8,800	7,500	4,900	4,500
市補助		6,300	5,350	3,250	2,900	2,400	1,450	1,250

* コロナの影響により本会場の確保が難しくなることを想定し、自宅近辺の準会場でも二次試験が受けられるよう準会場を本会場にシフトできるようにするもの。ただし、志願者数が少ない場合は実施できない場合あり。

※ 検定料値上げの理由

コロナの影響による試験実施に係るコスト増（これまで本会場として借用していた学校施設等が借用できなくなり、借用費が高額な施設を借用しないと試験を行えないため。）

【語句の解説】

一次試験・・・筆記試験

二次試験・・・面接試験（1 級～3 級の 5 区分）

本会場・・・英語検定協会が設置する公開会場。大学や高校、専門学校など全国約 230 都市、約 400 か所

準会場・・・中学・高校や塾、英語教室、企業等、全国約 2 万の団体が、学生や社員等のために申し込み、試験監督を含めた運営と会場提供をその団体が行う。ただし、1 級と準 1 級の試験は準会場では不可

議案第40号

守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱の
制定について

守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱を別紙の
とおり制定する。

令和 3 年11月26日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 3 年11月26日 原案 決

提案理由

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16
2号）第26条の規定に基づき、守谷市教育委員会がその権限に属する事務の
管理及び執行の状況について点検及び評価を実施することに関し必要な事項を
定めた要綱を制定するものです。

議 案	頁 数
40号	I

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱を次のとおり制定する。

令和3年 月 日

守谷市教育長 町田 香

守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、守谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年度、前年度の教育委員会の運営状況及び事務の執行状況に関し点検及び評価を実施するものとする。

2 教育委員会は、点検及び評価を実施したときは、その結果を取りまとめた報告書を作成し、守谷市議会に提出するとともに、市ホームページ及び公民館等の窓口で公表するものとする。

(点検評価委員)

第3条 点検評価委員は、教育委員会の求めに応じ、前条の点検及び評価の対象事務の進捗状況や課題、今後の方向性等について意見を述べるものとする。

2 点検評価委員の人数は、3人以内とし、教育に関し優れた知見を有する者から教育委員会が委嘱する。

3 点検評価委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 点検評価委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 点検評価委員に対しては、別に定めるところにより謝礼を支払うものとする。

(その他)

第4条 この告示で定めるもののほか、点検及び評価を実施することに関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案	頁数
40号	2

議案第41号

教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について

令和3年度（令和2年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので、議会に提出するとともに公表することについて、承認を求める。

令和3年11月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年11月26日 原案 認

提案理由

本案は、令和3年3月定例会において可決された守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針に基づき、令和3年度（令和2年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出及び市民に公表するものです。

議案	頁数
41号	1

令和3年度
教育委員会の点検・評価報告書
(令和2年度事業対象)

令和3年11月
守谷市教育委員会

守谷市教育全体図

守谷市の教育目標

「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」

- 1 思考力、想像力に富み、正しく判断して実行する人間の育成
- 2 個性を伸ばし、豊かな心をそなえた、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付けた人間の育成
- 3 生涯にわたって、知識や教養を磨き、社会の発展に貢献する人間の育成
- 4 家庭・地域の教育力を高め、互いに助け合い、学び合う人間の育成

社会教育（生涯学習）

義務と責任を果たす心豊かな人づくりを推進する社会教育

学校教育（基礎教育）

学力と安全と成長を保障する学校教育

【生涯学習事業】

- 市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習の機会・場を提供する。
- 市民がスポーツに親しむ機会・場を提供する。
- 市民が芸術や文化に親しむ機会・場を提供する。
- 地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供する。
- 子ども達が安全に遊び、学び、交流できる場を提供する。

【図書館事業】

- 地域の情報拠点として、市民が多様な図書や情報を容易に取得し活用できるよう、図書館資料を充実し提供する。
- 未来を担う子供たちが、読書に親しみ豊かな心を育む読書環境を充実するとともに、学校との連携の下、学習活動を支援する。
- 市民の知的要求にこたえる学習拠点として、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会・場を提供する。

【給食センター事業】

- 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食の在り方について教育の一環として給食を実施する。
- 安全な学校給食を提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、安定した施設の運営を図るため、施設の適切な維持管理を行うとともに、改築事業にも取り組む。

【学校教育課・

指導室事業】

- 学校施設の長寿化計画に基づく整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行う。
- 登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図る。
- 新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指し、次の学校教育プランを推進する。
 - ①ステップアッププラン
 - ②ハートフォーヒューマンプラン
 - ③ヘルス&フィジカルプラン
 - ④ニュージェネレーションプラン
 - ⑤パートナーシッププラン
- 学校教育の喫緊の課題を解決するため、次の学校教育改革プランを推進する。
 - ①教職員の働き方改革の推進(守谷型カリキュラムマネジメント等)
 - ②いじめ防止対策の推進
 - ③小学校教科担任制による授業充実

《 目 次 》

〈守谷市教育委員会の点検・評価について〉	P 1
〈教育委員会〉	P 3
〈学校教育（基礎教育）分野の点検・評価〉	
Ⅰ 学校教育課・指導室事業	P 8
1 教育環境の整備・充実	P 8
2 登下校時の安全確保・不審者対応	P 11
3 学校教育プラン	P 12
〔1〕ステップアッププラン（確かな学力の育成）	P 12
〔2〕ハートフォーヒューマンプラン （豊かな心をはぐくむ教育の推進）	P 14
〔3〕ヘルス&フィジカルプラン （健康と体力をはぐくむ教育の推進）	P 16
〔4〕ニュージェネレーションプラン （新しい時代に対応した教育の推進）	P 17
〔5〕パートナーシッププラン （開かれた学校づくりと学校・家庭・地域等の連携）	P 19
4 学校教育改革プラン	P 20
〔1〕教職員の働き方改革の推進	P 20
〔2〕いじめ防止対策の推進	P 23
〔3〕小学校教科担任制による授業充実	P 24
Ⅱ 給食センター事業	P 29
〈社会教育（生涯学習）分野の点検・評価〉	
Ⅰ 生涯学習事業	P 33
1 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供	P 33
2 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援	P 37
3 親しみを感じる芸術・文化の推進	P 41
4 文化財を愛する心の育成	P 42
5 安心して遊べる場の提供	P 44
Ⅱ 図書館事業	P 47
1 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存	P 47
2 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動の支援	P 48
3 市民との協働により、市民が集い、学び活躍できる場の整備	P 50
〈点検評価意見〉	
守谷市教育委員会点検評価意見（総括）	P 53

〈守谷市教育委員会の点検・評価について〉

I はじめに

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが同法第26条に規定されています。

守谷市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、今後の効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を果たすことを目的として、平成21年度から前年度の教育委員会の事務の点検及び評価を実施しています。

本報告書は、令和2年度に守谷市教育委員会が実施した主要事業の実績に対する点検・評価としてまとめたものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検評価の対象

点検評価の対象は、「守谷市の教育目標」の具現化のために位置付けた4事業における重点的な取組としました。

なお、守谷市教育委員会事務局の個々の事務事業については、守谷市が実施している「行政評価」をご覧ください。

※ 参照：『守谷市役所ホームページ「行政評価」』

（http://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/gyousei_hyouka/）

III 点検評価の方法

1 点検評価に当たっては、取組の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応の方向を示します。

2 点検評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方や外部の方々のご意見をお聴きする機会を設け、様々なご意見、ご助言を頂きます。

■守谷市教育委員会点検評価員

氏 名	所 属 等
えんどう かすみ 遠藤 一美	元つくばみらい市立谷和原中学校校長
すぎもと まこと 杉本 真	元守谷市立御所ヶ丘小学校校長 守谷市教育委員会指導室若手教育研修指導員
は なかた 羽中田みどり	守谷市P T A連絡協議会

IV 点検評価結果の構成

1 点検評価の対象

「守谷市の教育目標」の具現化のために位置付けた4事業における令和2年度の重点的な取組とし、項目ごとにまとめて点検評価しています。

2 目標・取組概要

項目ごとに目標を掲げ、その目標を達成するための方向性を示しています。また、目標達成に向けて、令和2年度に実施した主な取組を示しています。

3 自己評価

令和2年度の取組の進捗状況及び成果を記載し、項目ごとに自己評価を行っています。

4 今後の課題と対応の方向性

自己評価を踏まえ、今後の取組を進める上での課題と対応の方向性を示しています。

5 外部の方々から頂いた主なご意見

保護者、学校運営協力員及び「私の提案」などのご意見、「行政評価外部評価員」や各種委員会委員など、多数の方々から頂いた指摘事項等について記載しています。

〈教育委員会〉

守谷市教育委員会では、いばらき教育プランや第二次守谷市総合計画を基に「守谷市の教育目標」及び「守谷市学校教育プラン」等を作成し、守谷市の子どもたちのために様々な施策を展開してきました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第16条に基づき、守谷市教育委員会会議規則を定め、定例会を毎月開催し、緊急を要するときには臨時会を開催し、事務局と連携しながら真剣な議論によって施策を推進してきました。

また、会議のみならず、現場の意見に基づいた議論を行うため、各学校行事や研修会等に積極的に参加し、意見交換・現場の状況を確認するなど、活発な活動を通じて教育行政の推進に努めてきました。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正（平成27年4月1日施行）され、教育委員会と地方公共団体の長との十分な意思疎通を通して、より民意を反映した教育行政の推進を図るために、地方公共団体の長による「総合教育会議」の設置と、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定が新たに規定され、責任体制の明確化等を図るために、教育委員長と教育長を一本化するなど、「教育長」の位置付けが改められました。

これに伴い、守谷市は、平成27年4月1日に新制度による「教育長」を任命し、新たな教育委員会の運営体制としました。

また、市長と教育委員会が地域教育の課題やあるべき姿を共有するため、総合教育会議を開催し、教育行政の推進に努めました。

■教育委員会

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	まちだ かおる 町田 香	平成30年4月1日～令和3年3月31日 ※令和3年4月1日～令和6年3月31日
教育長職務代理者	かわら たけし 河原 健	平成30年11月25日～令和4年11月24日
委 員	はぎや なおみ 萩谷 直美	平成29年10月18日～令和3年10月17日 ※令和3年10月18日～令和7年10月17日
委 員	しいな かずよし 椎名 和良	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委 員	やまもと キヨ 山本 キヨ	平成28年10月1日～令和2年9月30日
	てらだ ひろむ 寺田 弘	令和2年10月1日～令和6年9月30日

※＝再任の任期

I 教育委員会の会議の開催状況

1 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、守谷市教育委員会会議規則第2条第2項に基づき定例会を開催し、必要な場合は、同規則第2条第3項に基づき臨時会を開催しています。

会 議	開催回数	審議内容等
定例会	12回	規則の制定・改廃，事務の管理・執行基本方針，市職員の人事，附属機関の委員の委嘱等
臨時会	4回	教職員及び事務局職員の人事異動，小中学校の再開時期，小中学校の夏休み期間

2 教育委員会の会議での案件別審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条及び「守谷市教育委員会事務委任規則」第2条の規定に基づき、令和2年度は42件について審議しました。

審議案件	件数
教育委員会規則の制定及び改廃	13件
教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針	13件
職員の人事に関する事	4件
法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱	12件

※ 審議案件のほか、報告事項及び協議事項，並びに請願・陳情事項として16件を取り扱いました。また、定例会ごとに市内小中学校及び教育委員会事務局各課の状況報告を受けました。

II 教育委員会会議以外の活動状況

教育委員は、これまで教育委員会の会議への出席以外にも、学校訪問、各種行事等に積極的に参加してまいりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、成人式以外の参加を見送りました。

III 令和2年度教育委員会審議案件等一覧

1 令和2年度教育委員会審議案件

議案番号	議 案 名	開 催
17	守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について	4月定例
18	守谷市社会教育委員の委嘱について	5月定例
19	守谷市教育支援委員会委員の委嘱について	5月定例
20	守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	5月定例
21	守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について	5月定例
22	令和2年度守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について	6月定例
23	守谷市立学校管理規則の特例の追加について	6月定例

24	守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	6月定例
25	令和3年度使用小学校教科用図書の採択について	7月定例
26	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について	7月定例
27	令和3年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について	7月定例
28	令和3年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について	7月定例
29	守谷市図書館協議会委員の委嘱について	7月定例
30	教職員の人事異動について	8月臨時
31	守谷市議会定例月議会への提出予定案件について	8月定例
32	令和3年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の追加採択について	8月定例
33	令和3年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の追加採択について	8月定例
34	守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則について	9月定例
35	守谷市図書館協議会委員の委嘱について	9月定例
36	令和元年度教育委員会の点検・評価結果について	10月定例
37	守谷市通学区域審議会委員の委嘱について	10月定例
38	守谷市通学区域審議会に対する諮問について	10月定例
39	守谷市議会定例月議会への提出予定案件について	11月定例
40	守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について	11月定例
1	守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	1月定例
2	守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱の一部を改正する規則について	1月定例
3	守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則について	1月定例
4	守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	1月定例
5	守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則について	2月定例
6	守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	2月定例
7	守谷市議会定例月議会への提出予定案件について	2月定例
8	事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について	2月定例
9	教職員の人事異動について	3月臨時

10	学校医の委嘱について	3月定例
11	学校歯科医の委嘱について	3月定例
12	学校薬剤師の委嘱について	3月定例
13	令和3年度（令和2年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について	3月定例
14	若手教員研修指導員設置要綱の制定について	3月定例
15	守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について	3月定例
16	守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	3月定例
17	守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について	3月定例
18	守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程の一部を改正する規程について	3月定例

※ 議案番号は、暦年切替えとなっています。

2 令和2年度教育委員会 報告件名

報告 番号	報 告 件 名	開 催
2	守谷市社会教育主事の任命について	4月定例
3	令和2年守谷市議会4月臨時議会について	4月定例
4	守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について	5月定例
5	令和2年守谷市議会6月定例会月議会について	6月定例
6	守谷市教育支援委員会委員の委嘱について	6月定例
7	令和2年守谷市議会7月臨時議会への提出予定案件について	7月定例
8	令和2年守谷市議会9月定例会月議会について	9月定例
9	守谷市修学旅行のキャンセル料等支援事業の実施について	9月定例
10	守谷市教育委員会教育長職務代理者の指名について	10月定例
11	守谷市通学区域審議会の報告について	11月定例
12	令和2年守谷市議会12月定例会月議会について	12月定例
1	令和3年守谷市議会3月定例会月議会について	3月定例
2	守谷市スクールソーシャルワーカーの任用について	3月定例

※ 報告番号は、暦年切替えとなっています。

3 令和2年度教育委員会 協議件名

協議 番号	協 議 件 名	開 催
1	小中学校の再開時期について	5月臨時
2	小中学校の夏休み期間について	6月臨時

4 令和2年度教育委員会 請願・陳情件名

請願 番号	請 願 件 名	開 催
1	「医療従事者の子供が言われのない差別、偏見、いじめに合わないような対応」に関する請願	5月定例

IV 総合教育会議の開催状況

	開催期日	内 容
1	令和2年7月22日	GIGA スクール構想の実現について
2	令和3年1月27日	令和3年度教育委員会主要事業について

◇教育委員会に対する点検評価員の意見

市教育委員会は「守谷市の教育目標」を掲げ、「守谷市学校教育プラン」等を作成し、独自性をもった先進的な教育を実現している。令和2年度は、毎月の定例会に加え、臨時会を年4回開き、新型コロナウイルス感染症対策など緊急性の高い案件に対しても、迅速かつ丁寧に審議が進められていた。

また、市長と教育委員会総合教育会議においては、市の教育目標及び学校教育改革プランの重要な柱でもあるGIGAスクール構想の実現に向けての協議がなされ、着実に民意が反映されていることを評価する。

〈学校教育（基礎教育）分野の点検・評価〉

学校教育（基礎教育）分野については、大きく学校教育課・指導室事業と給食センター事業に分けて点検・評価しました。

I 学校教育課・指導室事業

1 教育環境の整備・充実

学校施設の長寿命化計画に基づく整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行います。また、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台の端末の配備及び校内通信ネットワーク環境を再整備し、小中学校のICT教育環境の充実を図っています。その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、校内衛生環境の改善を図るための環境整備を行いました。

項 目	1 児童生徒が安心して学べる環境を整備します
目標・取組 概要	児童生徒の学習及び生活の場として良好な環境を確保するとともに、障がいのある児童生徒にも安全でゆとりを持って学校生活が送れるよう配慮した施設整備に努めます。 ① 御所ヶ丘小学校校舎改修事業 ② 郷州小学校校舎改修事業 ③ 黒内小学校校舎増築事業 ④ 守谷中学校校舎増築事業（実施設計）
自己評価	① 令和元年度から2年間にわたる校舎の大規模改修工事が令和2年12月に完了し、普通教室、廊下、特別教室の内外装の改修や屋上の防水工事等を行いました。内装の改修では照明のLED化などにより、校舎が明るく快適になり、EV棟の増築によりけがや障がいを持つ児童でも学校生活をより快適に過ごせる環境が整いました。   ▲改修工事が完了した御所ヶ丘小学校（左：外観、右：EV棟） ② 令和2年度から経年劣化が著しく進んでいる校舎の長寿命化、バリアフリー化を図るための改修工事を、令和4年2月完了に向け進めています（進捗率52%（令和3年5月末現在））。   ▲改修工事が進む郷州小学校（左：EV棟、右：完了した教室）

	③ 松並地区の開発に伴う児童数の増加に対応するため、令和2年度から校舎の増築工事を進めています。(進捗率27%(令和3年5月末現在))。   ▲増築工事が進む黒内小学校(左:増築棟基礎部、右:仮設教室) ④ 松並地区の開発に伴う生徒数の増加に対応するため、令和3年度から校舎の増築工事を行うための設計を行いました。  増築校舎のイメージ * 工事に係る新型コロナウイルス感染症対策 工事請負業者には、作業員の感染対策の徹底及び資材調達の遅れ等によるスケジュールに遅延が生じないように指導し、工期内での工事完了を図れた。
今後の課題と対応の方向性	学校施設の老朽化に伴い、大規模改修や建替えなどが必要な時期を迎え、多額の費用が必要になることから、計画的な施設の長寿命化を図り、コストの縮減及び予算の平準化を図るとともに、学校施設の機能の維持・教育環境の充実を図っていきます。

項 目	2 G I G Aスクール構想に基づく I C T教育環境を整備します
目標・取組概要	G I G Aスクール構想(国補助)を活用し、児童生徒1人1台の端末を配備し、災害や感染症発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、I C Tの活用により全ての子どもたちの学びを保障できるI C T教育環境を整備・充実しました。 ① タブレット端末(iPad)の配備 ② 校内通信ネットワーク環境の整備 
自己評価	① 3月上旬に、市内小中学校にiPad4,071台(全児童生徒数の3分の2)の配備を完了し、児童生徒1人1台の端末環境が整いました。 ※配備済端末(全児童生徒数の3分の1、R3更新予定)1,968台 ② 全小中学校の校内LANケーブルの高速大容量への増強や無

	線アクセスポイントの更新・追加（482 台、内体育館 26 台）、端末を充電・保管する電源キャビネットの設置（198 台）を、授業等に支障が生じないように休日を中心に工事を行い、2月末に完了しました。   ▲活用の様子 ▲iPad 納品
今後の課題と対応の方向性	ア 既存配備済 1,968 台の端末は、契約更新となる令和 3 年度に再整備し、機種を iPad で統一します。 イ 授業で使用する授業支援ソフトやドリル教材を新たに選考・導入します。 ウ 教職員の ICT 指導力の向上を図るため、各種研修会の実施及び ICT 支援員等による授業支援を行います。 エ 各学校の ICT 教育を推進するための体制「専門のセクション」を教育委員会内に設け、端末やネットワーク環境の管理運営、授業支援等を行います。

項 目	3 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策（環境整備）
目標・取組概要	感染拡大防止の観点から、校内衛生環境の改善を図るための環境整備を行いました。 ①普通教室及び特別教室への加湿器の購入 配備台数 331 台（普通教室 256 台、特別教室 75 台） ②校内水道蛇口の交換工事 交換水栓数 721 か所（※愛宕中学校は R3 整備予定） ③感染症対策用消耗品の購入
自己評価	①教室内に大型の加湿器を配備したことで、児童生徒の体調維持と感染予防が図ることができた。 ②校内水道の蛇口を回転式からレバー式へ交換し、肘等による蛇口の開閉を可能としたことで、手のひらからの感染のリスクを低減させることができた。 ③校内の消毒等に必要な保健衛用品等を購入することで、児童生徒の感染リスクの低減させることができた。 アルコール消毒液、フェイスシールド等
今後の課題と対応の方向性	新型コロナウイルス感染症が終息するまで、継続して予防対策を講じる必要がある。

〈外部の方々から頂いた意見（保護者）〉

- * 喘息等の持病があり、学校に通わせるのが不安である。
- * 夏場のマスク着用については、熱中症対策を優先させ義務化しないでほしい。

2 登下校時の安全確保・不審者対応

登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図ります。

項 目	1 安心して学校に通える環境を整備します
目標・取組 概要	安全で安定した教育環境の確保のため、通学路の安全点検、災害時引渡し訓練等危機管理体制の強化を図ります。 ① 通学路危険個所の合同点検の実施(9/30, 10/26, 12/14) ② 児童生徒の意識向上を目的とした防犯教室の実施 ③ 小中学校児童生徒引渡し訓練の実施(中止) ④ 学校、地域との連携による児童生徒見守り活動
自己評価	① 合同点検を行った危険個所9か所のうち4か所については、既に安全対策を講じました。未実施のうち、2か所は令和3年度中にカラー舗装し、視認性向上を図る予定です。その他、3か所について信号機や横断歩道の新設を警察に要望しています。 ② 不審者の侵入を想定した避難訓練や、警察が提供している防犯対策や交通安全に関する動画の放映等、児童生徒の安全対策意識の向上を図るために実施しています。 ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度は中止としましたが、災害時を想定した小中学校児童生徒の引渡し訓練を実施することにより、危機管理体制の再確認とともに、保護者との更なる連携強化を図ることができる活動のため、次年度以降も実施する予定です。 ④ 学校(PTA)及び高野地区まちづくり協議会と連携し、通学路の再確認(点検)及び「110番の家」の再設定を行う活動を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現在活動を一時中断しています。今後の状況により活動を再開する予定です。
今後の課題と 対応の方向性	児童生徒が、事故や事件に巻き込まれないよう、学校での交通安全指導や防犯教育の強化を図ります。 また、警察や道路管理者等の関係者と連携を密にし、安全対策を講じるとともに、保護者や地域の方々の協力を得ながら、登下校時の防犯対策を講じていく必要があります。

〈外部の方々から頂いた意見(保護者、地域住民)〉

- * 道幅の狭い道路において、歩道を確保してもらい、歩行者と車の接触事故を少なくしてほしい。

3 学校教育プラン

〔1〕ステップアッププラン（確かな学力の育成）

児童生徒に確かな学力を身に付けさせることは、学校教育において最も基本的かつ重要なことです。児童生徒が自ら学習する喜びを実感して、学び続けることができる教育活動を行います。

学校は、学習指導要領に基づき、基礎的な知識及び技能を習得させると共に、これらを活用して課題を解決するために主体的に対話的な学びの場を工夫し、児童生徒の思考力、判断力、表現力を育成します。また、地域や子どもの実態に応じた特色ある学校づくりを積極的に進めます。

項 目	1 児童生徒に確かな学力を身に付けさせます																																											
目標・取組 概要	児童生徒が知識及び技能を習得し、それらを主体的に活用して思考力、判断力、表現力等を高めることができる授業づくりや環境整備を行います。 ① きらめきプロジェクト（守谷市保幼小中高一貫教育）の推進 ② サタデー学習支援教室の実施 ③ 非常勤講師（学習支援ティーチャー（*1））の配置																																											
自己評価	① 今年度は、コロナ禍での臨時休校等の影響で、授業時間の確保・授業の通常実施が厳しい状況でした。そのため、各校が創意工夫を凝らしながら学習内容の基礎・基本の定着に向けた授業の実践に努めました。その結果、小学校高学年及び中学校においては、県学力定着度調査の正答率が前年度を上回り、子どもたちの身に付けるべき学力が、十分に定着していると考えられます。小学校中学年においては、今年度の結果を分析し、授業改善に努めます。 ○ 茨城県学力診断テスト正答率合計の推移（市内小中学校） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>学年</th><th>H 2 9</th><th>H 3 0</th><th>R 1</th><th>R 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小学校</td> <td>3年</td><td>319.5</td><td>309.4</td><td>314.4</td><td>308.7</td></tr> <tr> <td>4年</td><td>308.5</td><td>316.4</td><td>308.1</td><td>303.8</td></tr> <tr> <td>5年</td><td>303.5</td><td>294.0</td><td>295.6</td><td>299.3</td></tr> <tr> <td>6年</td><td>320.3</td><td>313.2</td><td>298.3</td><td>308.5</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td> <td>1年</td><td>366.4</td><td>354.1</td><td>349.3</td><td>360.4</td></tr> <tr> <td>2年</td><td>339.5</td><td>326.1</td><td>323.6</td><td>332.2</td></tr> <tr> <td>3年</td><td>345.5</td><td>335.1</td><td>330.0</td><td>330.0</td></tr> </tbody> </table> 注）小学校は4教科、中学校は5教科で実施 ② サタデー学習支援教室は、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、実施を見送りました。前年度までは、5月から3月の土曜日に実施され、学習に不安のある児童に対し、個別に学習支援する体制が構築されました。「分からないところを教えてもらえる」「勉強の仕方が分かった」などの声が聞かれています。	区分	学年	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	小学校	3年	319.5	309.4	314.4	308.7	4年	308.5	316.4	308.1	303.8	5年	303.5	294.0	295.6	299.3	6年	320.3	313.2	298.3	308.5	中学校	1年	366.4	354.1	349.3	360.4	2年	339.5	326.1	323.6	332.2	3年	345.5	335.1	330.0	330.0
区分	学年	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2																																							
小学校	3年	319.5	309.4	314.4	308.7																																							
	4年	308.5	316.4	308.1	303.8																																							
	5年	303.5	294.0	295.6	299.3																																							
	6年	320.3	313.2	298.3	308.5																																							
中学校	1年	366.4	354.1	349.3	360.4																																							
	2年	339.5	326.1	323.6	332.2																																							
	3年	345.5	335.1	330.0	330.0																																							

	③ 学習支援ティーチャーは、小学校に25名、中学校に8名を配置し、児童生徒の学力向上及び生活習慣や学習習慣の確立を図ることができました。小学校では個別に関わることにより、学習意欲の喚起を行ったり、中学校ではグループでの活発な話し合いを促進したりと、児童生徒の学習支援に努めました。 【学習支援ティーチャー配置校】 市内小中学校 13 校   ▲学習支援ティーチャー（小学校） ▲学習支援ティーチャー（中学校）
今後の課題と対応の方向性	① テストの平均点から学力の向上が図られていると分析できる一方で、児童生徒一人ひとりの学力の個人差が課題となっています。結果を十分に分析し、一人1台端末を効果的に活用した個別最適な学びを取り入れながら、授業改善に取り組みます。 ② 個に応じた学習支援を充実させるため、サタデー学習支援教室等で個別指導の時間や機会を設けることは必須であると考えます。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点を考慮しながら、今後の実施方法を検討していきます。 ③ 学習支援ティーチャーを学校規模に応じて配置し、学校間格差をなくし、より適切な人的環境の整備に努めます。

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

- * 中学校では、全ての教科のもとと言語力であるので、日頃から読書を推進したり、感想文を書かせたりするなどの指導をしてほしい。
- * コロナ禍真っ只中に、学力の向上に向けた多角的な工夫を授業に授業に交えて取り組んでいただけたと感謝している。
- * 学習支援ティーチャーがいることで、個に応じたきめ細かい対応が可能になるとともに、先生方の負担軽減にもつながっている。

*1 学習支援ティーチャー・・・市内の小中学校に、教員と連携して複数の指導者による学習指導（チームティーチング）や少人数指導を行う守谷市独自の支援事業です。生活指導や学習指導にあたることのできる学習支援員を配置し、個に応じたきめ細やかな指導を行っています。

〔2〕ハートフォーヒューマンプラン（豊かな心をはぐくむ教育の推進）

全教育活動において、他者とのかかわりを通して自己有用感に裏付けられた自尊感情（自己肯定感）を育み、児童生徒の心豊かな社会性の基礎を養います。

項 目	1 児童生徒が豊かな心を育み、良好な人間関係が築けるようにします
目標・取組 概要	学校、家庭、地域が一体となり児童生徒が主体的、対話的に規範意識や道徳性を高めると共に、一人ひとりの心身の成長に応じることが出来る児童生徒理解や教育相談体制づくりに努めます。 ① きらめきプロジェクト（守谷市保幼小中高一貫教育）の推進 ② スクールカウンセラー等の配置 ③ 機動性・柔軟性のある守谷市総合教育支援センターの組織整備と支援策の充実
自己評価	① これまでのような対面での交流が難しい中でも、工夫を凝らして小・小中交流が行われました。人権教育の一環として「新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別、いじめをなくし、互いに思いやり、心豊かな人間関係づくりを目指す」ことをテーマにオンラインで意見交流が行われました。また、中学校への進学を控える小学6年生と中学2年生による情報交換会がオンラインで行われました。 道徳教育は、守谷市保幼小中高一貫教育の重点の一つとして、各中学校区及び各校の道徳教育の充実を目指して授業改善に取り組んでいます。「特別の教科 道徳」の授業も積極的に保護者等に公開し、家庭や地域と連携した心の教育を推進しています。「考え、議論する道徳」への転換に向けて、ICT 機器を活用しながら対話的な学びを取り入れた学習が展開されました。 ② 各学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（*2）等の専門スタッフを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員と連携・協働していじめや問題行動、また家庭環境などの諸問題に対応しました。3名のスクールカウンセラーの相談実績は、延べ412名、151件でした。スクールソーシャルワーカーの派遣を申請した学校は2校、計17回派遣されました。 ③ 総合教育支援センターでは、教育相談、適応指導教室、就学相談の3つの事業を柱とし、包括的な教育支援に努めています。設立5年目となった本年度は、各事業の取組が整備され、特に学校と専門機関をつなぐ中枢機関として重要な役割を果たすようになりました。

○ 守谷市総合教育支援センターの相談実績 (延べ件数)

	来所 相談	電話 相談	訪問 相談	合計
H30	380	95	324	799
R1	280	84	436	800
R2	242	138	528	908

○ 不登校出現率 (%)

区 分	小学校			中学校		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2
守谷市	1.13	0.89	0.92	2.75	3.96	4.79
県	0.81	0.90	—	3.45	3.78	—
国	0.70	0.38	—	3.65	3.94	—

○ 教育支援センターの訪問型支援 (アウトリーチ件数)

	件数等
R1	10家庭, 87回
R2	13家庭, 48回



▲オンラインによる意見交流



▲考え議論する道徳 (中学校)

今後の課題と
対応の方向性

- ① 今後も、オンラインと対面による交流のバランスを図りながら、小小及び小中交流を進めていきます。道徳教育についても、各校の道徳教育推進教師が中核となり、中学校区ごとの重点目標を念頭に置いた道徳教育の充実を図ります。
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と学校との連携は、年々ニーズが高まっており、児童生徒を取り巻く環境に働きかける支援の必要性が高まっています。専門的な業務以外に、児童生徒に係るケース会議等に出席する等、専門的な見地からの助言も含め、学校とのさらなる連携を図りながら、個に応じた支援の充実を図ります。
- ③ 守谷市総合教育支援センターが、学校と専門機関をつなぐ中枢機関として重要な役割を担っています。当センターに寄せられる相談内容が多様化、複雑化し、中にはより専門的な知見を必要とする相談も増えてきました。そのため、今年度は諸問題に専門的に対応することができる常勤の相談員を1名増員しました。支援センター相談員が家庭訪問をする等の訪問型支援「アウトリーチ」(*3)は2年目となり、支援家庭件数は増えましたが、今年

	度は、コロナ禍のため自宅訪問を控えたことから、訪問回数は減りました。今後も、学校と連携しながら不登校児童生徒及びその保護者への個別支援の充実を図ります。
--	--

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

- * いじめ防止に関しては、早期発見、未然防止に努めることはもちろんのこと、小さなサインを見逃さないように関心を持つこと、特に一人親世帯の生徒に気をつけていただきたい。
- * いじめは絶対にあってはならない。弱者に対してのいたわり等、日頃から正義感を徹底した指導をお願いしたい。
- * 生徒の性格や家庭環境等複雑な条件も多々あると思うが、工夫された道徳の授業や啓発活動を通して継続的な指導をお願いしたい。
- *2 スクールソーシャルワーカー・・・児童生徒の諸問題に対して、保護者や教職員と協力しながら解決を図る専門職です。心理的なアプローチをしながら問題の解決を目指すスクールカウンセラーに対して、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒を取り巻く環境に働きかけをしながら諸問題にアプローチします。
- *3 訪問型支援「アウトリーチ」・・・アウトリーチとは本来、手を差し伸べるといった意味をもち、介護や福祉の分野において用いられている用語で、ソーシャルワークや福祉サービスを提供する機関が利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させる取組を「アウトリーチ」と言います。教育の分野においては、教育支援センターを中核として、不登校等児童生徒の諸問題への対応においても、アウトリーチがよりよい効果を及ぼす可能性が高いと言われています。このような背景からも、教育支援センターと学校が連携しながら不登校児童生徒の家庭を訪問し、保護者に対して相談や情報提供をしたり、児童生徒の実態に応じて学習支援や登校刺激を行ったりする援助支援を、守谷市総合教育支援センターにおけるアウトリーチとして位置付け取り組んでいます。

〔3〕ヘルス&フィジカルプラン（健康と体力を育む教育の推進）

近年、子どもたちの体力低下が著しいと言われていることから、その解決のために、「食に関する指導」や「体力づくり」を進め、心身共に健やかな児童生徒を育てます。

項 目	1 児童生徒の健やかな心身を育みます																											
目標・取組 概要	児童生徒が自分自身の心身の健康を意識し、たくましい身体づくりをしようとする態度を育成するための、食育や運動の機会と環境の充実を図ります。 ① 食育指導の実施 ② 体力の向上																											
自己評価	① 食に関する指導は、栄養教諭による授業や給食訪問を行いました。その結果、食事のマナーや衛生面に着目する児童生徒が増えたり、栄養や食物についての知識や関心が高まったり、望ましい食習慣の定着を図ることができました。 ② 学校では体育の学習や業間休み、体育的行事、中学校での部活動を含めた教育活動の中で積極的に運動を取り入れ、体力の向上を図りました。 ○ 体力テストA+Bの達成率の推移 (%) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">小学校</th><th colspan="3">中学校</th></tr><tr><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>守谷市</td><td>55.8</td><td>52.8</td><td>-</td><td>63.3</td><td>59.5</td><td>-</td></tr><tr><td>県平均</td><td>56.0</td><td>49.2</td><td>-</td><td>62.1</td><td>60.0</td><td>-</td></tr></table> ※A+B=体力テスト5段階評価A～Eの内、上位2段階の評価	区分	小学校			中学校			H30	R1	R2	H30	R1	R2	守谷市	55.8	52.8	-	63.3	59.5	-	県平均	56.0	49.2	-	62.1	60.0	-
区分	小学校			中学校																								
	H30	R1	R2	H30	R1	R2																						
守谷市	55.8	52.8	-	63.3	59.5	-																						
県平均	56.0	49.2	-	62.1	60.0	-																						

今後の課題と対応の方向性	① 今年度の体力テストは、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、県全体で実施が見送りとなりました。制約のある中ですが、児童生徒の体力向上を図るため、全教育活動の中で運動を取り入れる機会を多く設定し、今後も体力の向上を目指します。また、学校における食育指導のみならず、家庭と連携した食育指導についても充実を図ります。 ② 部活動においても、部活動指導員の積極的な導入や休息日を含めた適切な活動時間や活動場所を確保し、中学生の心身の健康を増進を図ります。
--------------	--

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

- * 食育は家庭にあると思う。学校側があまりにも何から何まで皆追い込んだのでは、先生方の負担も大変である。家庭教育学級や学級通信等を活用してほしい。
- * 部活動の外部人材活用については先生方の負担軽減と生徒たちの技術向上にもよい効果があると認識している。

〔４〕ニュージェネレーションプラン（新しい時代に対応した教育の推進）

未来の創り手となる子どもたちには、新しい時代に対応した教育が必要です。近年顕著となってきている知識・情報・技術を巡る加速度的な社会変化にも対応することが資質や能力を高めます。

項 目	1 国際化、情報化等の新しい時代に対応した教育を実施します
目標・取組概要	子供たちが急速なグローバル化や情報化においても、自らの力で将来を切り拓いていくために、必要な外国語教育・情報教育・環境教育・キャリア教育等の充実を図ります。 ① キャリア教育の充実 ② ALT（外国語指導助手）の活用・英語検定料の活用 ③ 教職員の ICT(*4) 機器を使った指導力の向上
自己評価	① 発達段階に応じた組織的、系統的なキャリア教育を推進しています。今年度は職場体験学習を実施できませんでしたが、各学校が特色ある取組を実施しました。守谷中学校では2年生がオンラインによる企業訪問を実施しました。また、けやき台中学校では2年生が県内のホテルを訪問し、テーブルマナーについて学びました。各学校とも創意工夫ある取組を行い、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、体験報告会を通して情報活用能力・表現力を養うことができました。 ② 平成13年度から全小中学校に ALT を配置し、小学校1年生から ALT による外国語教育を実施しています。令和2年度から、大規模小学校2校及び中学校4校には、2人の ALT を配置（全19名）し、小学校の全ての外国語に係る授業に ALT が参加しました。授業だけでなく日常生活においても ALT を積極的に活用し、外国語に触れる場面を多く設け充実した活動が展開されていま

す。また、守谷市独自のイングリッシュ・キャンプをオンラインで実施し、小学生の意欲的な参加が見られました。

さらに、小学校高学年の外国語の学習の教科化に伴い、教職員の英語力及び指導力向上を目的とした校内研修を、各小学校のALTと協働で実施しました。また、今年度から、市内小中学生の学習意欲の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に実用英語技能検定の補助を開始し、506名（うち中学生346名/受験者777名 補助率44.5%）の児童生徒の保護者に検定料の1/2の助成を行いました。

○ 意識調査「ALTと話したり活動したりすることは楽しい」と答えた小学生（抽出）の割合・・・94.4%

○ 英検3級以上を取得した中学3年生の割合 (%)

	H29	H30	R1	R2
守谷市	46.7	51.0	55.5	47.9
茨城県	25.9	27.9	29.4	38.6
全 国	22.0	23.9	25.1	—

③ 今年度は、ICT教育の更なる推進を図るために支援員を中学校区1名（計4名）に増員しました。派遣回数も2倍になり、学校教育全体のICT活用サポートを手厚く行うことができました。また専門的見知から、プログラミング(*5)教育に係る校内研修の講師を務め、教職員の情報活用能力の育成に貢献しました。



▲ICT支援員の活用



▲ALTの活用

今後の課題と対応の方向性

- ① 「職場体験学習」は、望ましい職業観や勤労観を育成するのに大いに役立つ一方で、事業所確保が難しいため、商工会やライオンズクラブ等に働きかけを行い、事業所の確保に努めます。また、児童生徒の成長段階に即した一貫したキャリア教育の充実に努めます。
- ② 新学習指導要領の全面実施に伴い、児童生徒自身が自分の気持ちや考えを表現し合う言語活動がより重視されています。グローバル化に対応できる英語力を身に付けるため、ALTを効果的に活用しながら、実践的なコミュニケーション能力の育成を推進していきます。
- ③ 児童生徒の情報活用能力を育成すべく、プログラミング教育を中核とした守谷市独自の情報教育総合プラン MORI・TECH（守谷型エドテック(*6)）を推進しています。令和3年度からは国の

	GIGA スクール構想に基づき、一人1台端末（iPad）の有効活用ができるようにICT支援員との連携を密にしながら、事業を推進していきます。
--	--

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

- * 教育は、学校、家庭、地域全体で行うのが理想である。守谷市の教育が改革の方向にあることを感じるのありがたい。
- * 英語を小学校1年生から学べる環境が素晴らしい。ALT の先生との交流が楽しいようで、英語を楽しく学べることに感謝している。
- * 英検3級以上の取得率が高きたいへん素晴らしいと思う。ぜひこれからも検定料の助成をお願いしたい。
- * ICT支援員による授業サポートにより、教職員のみならず児童生徒のICT活用力が向上している。
- * 来年度からは国のGIGAスクール構想に基づき、一人1台の端末を活用した教育が実施されるが、情報モラル教育の充実も図ってほしい。
- *4 ICT・・・「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、パソコンやスマートフォン、タブレット、電子黒板など、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称です。
- *5 プログラミング・・・自分が意図する動きを実現するために、コンピュータに指示を与えることをプログラミングと言います。例えば、スマートフォンで使われているアプリなども、プログラミング（例：メールを読んだら既読にするという動きをコンピュータに指示（プログラム）する）により作られたものです。
- *6 エドテック・・・EdTech（エドテック）とはEducation（教育）とTechnology（科学技術）を組み合わせた造語です。教育分野においても、コンピュータに代表される科学技術を駆使して、学習や教育環境を劇的に変革（イノベーション）しようとする取組です。インターネットを介することで、広い世界での双方向でのコミュニケーションがより可能となったり、教師の業務の効率化が図られたりする等の大きな期待が寄せられています。

〔5〕パートナーシッププラン（開かれた学校づくりと学校・家庭・地域等の連携）

児童生徒にとって、学校・家庭・地域は大切な学びの空間です。それぞれの独自性を生かしながら連携していくことが望まれています。

学校は、積極的に情報を公開することで、信頼される学校づくりを進めるとともに、家庭・地域と連携し、一体となって子ども達を育む教育のシステムづくりを推進します。

項 目	1 保護者や地域住民との連携が図られた学校を目指します
目標・取組概要	学校、家庭、地域社会が一体となった教育の充実のために、地域の方々とともに児童生徒を育成する開かれた学校づくりに努めます。 ① 地域社会への授業公開と積極的情報発信 ② 地域人材の教育活動における有効活用
自己評価	① 家庭や地域社会への情報発信として、各学校のホームページが毎日更新され、特に保護者から高い評価を得ています。これまで行われてきた授業参観や学校公開日の実施が難しくなる中で、オンラインを活用して児童生徒の様子を家庭に伝える取り組みが、各校で行われました。文化祭や合唱コンクールを限定公開したり、PTA 総会をオンラインで決議を行ったりといった、創意工夫ある取り組みが展開されました。 ② 地域人材の活用については、学校単位でスクールサポーターや学校支援ボランティアが組織され、登下校の安全指導や学習のサ

	ポートにも積極的に参加してもらい、効果が上がっています。また、地域の方々が学習内容に応じてゲストティーチャー(*7)として授業を行う機会も増えています。
今後の課題と対応の方向性	今後、さらにオンラインを活用した情報発信を進めていきます。各学校では地域社会への情報発信を行うためのホームページと保護者との情報共有を目的としたポータルサイトの併用を行うことにより、個人情報保護への配慮をした上での開かれた学校づくりに努めます。 スクールサポーターや学校支援ボランティア等の協力がより効果的に活用・運営できる組織づくりを促進します。また、一人で登下校する児童生徒の安全確保が課題となっており、各地区のまちづくり協議会との連携も併せて、今後もより一層、地域の方々の協力と共に児童生徒の安全確保に努めます。

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

- * 毎朝、登下校の際に危険箇所を見守ってくださっている地域の方々の取組はとてもありがたい。学校の先生方も青パトを利用して巡回指導をしてくださっている。地域と学校が協力して取り組んでいて素晴らしい。
- * 部活動の外部人材の活用について。先生方の負担軽減と生徒達の技術向上に良い効果があると認識している。
- * 学校ホームページの更新が頻繁に行われているので、学校での子どもの様子が伝わってくる。今年度は授業参観等が難しかったので、たいへんありがたかった。

*7 ゲストティーチャー・・・学校に招き、授業を行っていただく学校以外の団体や地域住民の方々を呼ぶ総称です。

小学校の授業において、昔の遊びを伝承したり、田植えの技能を指導したりする地域住民の方や、キャリア教育の一環として、プロフェッショナルな職業について講義をする諸団体の方々等、ゲストティーチャーの活用は多岐にわたっています。

4 学校教育改革プラン

〔1〕教職員の働き方改革の推進

① 守谷型カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントとは、「教育内容や時間の適切な配分、必要な人的、物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る」ことです。

項 目	1 児童生徒及び教職員の日常の負担の平準化を図ります
目標・取組概要	児童生徒及び教職員の双方における日常の負担の平準化により、児童生徒の学び（「主体的・対話的で深い学び」）の質の保障や、教職員の働き方改革による教材研究の充実・児童生徒と向き合う時間の確保につなげていきます。 ① 夏季休業中等の学校休業日を減らすことで授業時数を確保しつつ、本来なら6時間目まで授業が毎日あるところを5時間授業の日を増加させることで児童生徒の学びの質を保障

	② 児童・生徒の安全・安心が不安視される中、帰宅時間の遅れを回避し、安全・安心を確保 ③ 教職員の働き方改革で、教材研究の充実や児童・生徒と向き合う時間を確保
自己評価	① 6月から学校が再開し、授業時間確保のため中学校は12月までは週29時間授業を行い、1月から守谷型カリキュラム・マネジメント（以下守谷型カリ・マネ）に戻しました。小学校は学校生活に慣れることも大事と考え、6月から守谷型カリ・マネを実施し、9～10月の2ヶ月間のみ週29時間授業を行い、11月からは再び守谷型カリ・マネに戻しました。 一時的にでも、週29時間授業を実施することで、守谷型カリ・マネのありがたさを教員、児童生徒の双方で実感することができて、プランの良さを再認識することができました。 放課後に時間的ゆとりが生まれ、週29時間授業から守谷型カリ・マネに戻したときに、児童生徒・教員のアンケートでは「守谷型カリ・マネに戻してどう感じたか」の問いに、9割以上の児童生徒・教員が肯定的な回答をしました。 ② 明るいうちに下校することが可能であり、児童生徒の安心・安全を確保することができました。さらに中学校においては、今年度も市・学校の「部活動運営方針」と連動させ、適正な時間管理による効率的、効果的な部活動を実施することができました。 ③ 日常の負担を平準化する「週3日の5時間授業」を行うことで放課後に時間的なゆとりが生まれ、教材研究や児童・生徒への対応を的確に行うことができることを再認識することができました。
今後の課題と対応の方向性	① 休校から始まり、授業時間確保が心配されたが、年間可能授業時数を計算し、計画的に授業を実施することができたため、部分的ではあるが守谷型カリ・マネを実施しながら、教育課程を終えることができました。 ゆとりの時間のあるありがたさを再認識することができたことが最大の効果であったと考えます。 生まれた時間をいかに有効に活用し、教員一人ひとりの授業力向上につなげていくかは、さらに工夫や意識の改革が必要です。 ② 中学校において今後も効率的、効果的に部活動を実施するとともに、ゆとりができた時間の有効活用を推進していきたいと考えます。 ③ 昨年同様に中学校の教職員は小学校の教職員と比較し、守谷型カリ・マネの有効性について実感がしにくくなっています。放課後に部活動があることが大きな要因と考えられます。中学校教職員に対する更なる支援を充実させる必要があります。

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

* 子供たちの生活にゆとりが生まれるシステムであり継続してほしい。

- * 先生方にも時間的なゆとりが生まれ、教員・子供たち双方にメリットがあってよいと思う。
- * 部活動の外部人材活用については先生方の負担軽減と生徒たちの技術向上に良い効果があると認識している。

② 学校法律相談（スクールロイヤー）制度

市立小中学校の管理運営に関して発生する様々な事故や事件、事案について、専門知識を有する弁護士から指導・助言を受けることで、訴訟などの大きな事案に発展することを防ぐとともに、問題の早期解決に役立て、教職員の負担軽減と安定した学校運営を図るため、今年度から制度を導入しました。

項 目	1 教職員の負担軽減及び安定した学校運営を図ります
目標・取組 概要	市顧問弁護士と委託契約し、学校で起きる様々な課題や問題等に対し、弁護士からメールや電話、面談等により適切な指導・助言を受けられる制度を運用しています。 （業務内容） ○小中学校や市教育委員会からの法的相談への対応 メールや電話、面談等による指導・助言 ○面談への同席 相手方との面談時の同席 ○教職員向け校内研修会の実施
自己評価	① 学校からの相談件数の実績 7件（小学校5件、中学校1件、教育委員会1件） 弁護士から、早い段階から指導・助言を受けたことで、訴訟など状況が深刻化する案件はなく、教員の精神的・物理的な負担が軽減されました。 ② 教職員向け研修の実績 当初計画では、各校単位での研修を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、各学校管理職を対象にオンライン研修会を実施しました。各学校からの様々な事例を題材に、弁護士から適切に対応するための指導・助言を受け、法的理解を深めることができました。
今後の課題と 対応の方向性	学校現場では、いじめや不登校、校内での事故など様々な課題や問題が生じています。そのため、学校が客観性や中立性を保ち、適切に問題解決に当たるためには、当該制度のような外部の専門家（弁護士）と連携できるような仕組みは必要性が高いと考えます。

〈当該制度に対する学校からの意見（学校）〉

- * 保護者の方から要求や苦情は複雑化かつ増加傾向にあると感じている。当該制度は教職員の負担軽減につながっている。制度の継続を願いたい。（全13校同意見）

〔2〕いじめ防止対策の推進

全ての子どもたちはかけがえのない存在であり、健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けても大切なことです。誰もが安心して生活できる場として、学校が子どもにとっての居場所となるように、いじめ防止の啓発及び子どもへの指導力向上を図るとともに、いじめへの適切かつ迅速な対応ができるよう体制を整備します。

項 目	1 いじめの未然防止, 早期発見, 再発防止に向けて, 迅速且つ組織的に対応します																								
目標・取組概要	子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止及び早期発見, 組織的対応, 再発防止に取り組むことができる体制を整備します。 ① 「いじめ認知報告」の作成及び守谷市教育委員会への毎月報告による連携した状況把握及び学校への指導助言 ② 全小中学校に設置する「いじめ対策本部」による「いじめ対策会議」の実施 ③ いじめに特化した「いじめ対策指導員」の配置																								
自己評価	① いじめ防止対策推進法はいじめの定義に基づき、些細な兆候の段階から認知に努めています。また、学校だけでなく、教育委員会でも各学校のいじめ認知を把握し、より複数の目でいじめの早期対応、組織的な措置が図っています。認知件数は年々増加傾向にあります。認知の方法として、どの学校も、子ども全員にいじめアンケートを実施し、その日のうちに該当する子どもへの働きかけを行い、組織的に対応しています。また、苦痛を感じている子ども及びその保護者、関係する子ども等に寄り添い、解消に向けて取り組んでいます。 ② 認知報告を提出する前には、必ず各学校で「いじめ対策会議」を実施し、組織で内容や対応を共有します。会議録を必ず作成し、認知報告と共に教育委員会に提出し、組織的な対応を徹底して行っています。 ③ 令和元年度から守谷市総合教育支援センターに「いじめ対策指導員」を1名配置しました。いじめ対策指導員は、各学校の「いじめ対策会議」に助言者として出席し、会議内容について指導助言するとともに、教職員のいじめに係る意識の啓発及び研修を行っています。 ○ いじめ認知件数 (件) <table><tr><th></th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>合 計</th><th>解消件数</th><th>継続支援</th></tr><tr><td>H30</td><td>103</td><td>43</td><td>146</td><td>99</td><td>47</td></tr><tr><td>R1</td><td>147</td><td>47</td><td>194</td><td>131</td><td>63</td></tr><tr><td>R2</td><td>103</td><td>41</td><td>144</td><td>91</td><td>53</td></tr></table> (*) いじめが「解消している」状態とは		小学校	中学校	合 計	解消件数	継続支援	H30	103	43	146	99	47	R1	147	47	194	131	63	R2	103	41	144	91	53
	小学校	中学校	合 計	解消件数	継続支援																				
H30	103	43	146	99	47																				
R1	147	47	194	131	63																				
R2	103	41	144	91	53																				

	いじめが解消していると認定するには、「いじめの防止等のための基本的な方針」では少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると示されています。本市でもこの方針に基づき、毎月行われる各校の「いじめ対策会議」において確認します。 ○ いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。 ○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
今後の課題と対応の方向性	コロナ禍の影響で、4月、5月と休校になり、いじめ認知数が昨年度よりも減少しています。月ごとの報告では、いじめへの適切かつ迅速な対応ができる体制の整備が進み、いじめの認知件数が増加しています。早期発見し対応した案件は、いじめの解消している状態に早期につながっています。ゆえに教職員のいじめ認知力の向上と共に、解消に向けた組織的な対応がより重要になってきています。認知された内容も多様化しているため、専門家の助言も得ながら、より一層、学校と家庭、関係機関が一体となって対応していきます。

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

- * いじめ防止に関しては、早期発見、未然防止に努めることはもちろんのこと、小さなサインを見逃さないように関心を持つこと、特に一人親世帯の生徒に気をつけていただきたい。いじめ対策委員会の設置や、学校評価の結果周知は、保護者からの信頼に直結する。
- * いじめは絶対にあってはならない。弱者に対してのいたわり等、教師側の心構えとして、日頃から正義感を徹底して育成すべきである。

〔3〕小学校教科担任制による授業充実

項 目	1 小学校高学年において、専門性を有する教職員が指導することで、授業の質を向上させ、学習意欲、学力の向上に結びつけます
目標・取組概要	市内小学校5、6年生の児童を対象に市独自で任用した専門性を有する教職員が教科指導（理科・音楽・図画工作）を行うことにより、授業の質を向上させ、児童の学習意欲の向上、学力向上を目指します。 併せて、小学校高学年を担当する教職員を中心に働き方改革を進めます。 ① 専門性を有する教職員が指導することにより、主体的・対話的で深い学びを実現 ② 教科担任制を導入することで、学級担任の空き時間を確保し、教材研究をする時間を確保 ③ 専門性を有する教職員を市で勤務させることで、教員不足という課題を回避

自己評価	① 小学校高学年においては、専門性を有する教職員が指導に当たることにより、児童の興味・関心をより引き出すことができました。専門的な内容を小学生向けにアレンジをして、科学や芸術に対する新しい見方、考え方を深めることができました。 児童に対して、「市費負担教科担任の授業が楽しく、わかりやすいと感じている」というアンケートを実施したところ、77.6%の児童が「とても分かりやすい、または分かりやすい」と回答しています。 ② 教科担任制を導入することで、各担任は理科3時間分、音楽と図画工作、合計で3時間、計週6時間分の空き時間を確保することができます。この時間を活用し、他教科の授業準備や教材研究を行うなど、今までは放課後に行っていた業務を勤務時間内に行うことができるようになりました。 これは物理的な負担を減らすだけでなく、教員の精神的な負担も大きく軽減することができました。 ③ 教員の働き方改革の観点から文部科学省も小学校における教科専科の導入を推進していますが、人的確保が難しい市町村が少なくありません。本市においては市費で教科専科の教員を雇用しているため、安定的に配置することができ、専門的な教育を行うことができます。  ▲教科専科教員の授業
今後の課題と対応の方向性	今後も専門性を有する教職員が指導することで、授業の質を維持し、科学や芸術に対する学習意欲、学力の向上に繋げていきます。 そのためには、確実な教員の確保に向けて、制度の利点について広く周知し、欠員が生じないようにしていく必要があります。

〈外部の方々から頂いた意見（学校運営協力員）〉

- * 専門性ある教員が指導に当たすることで、児童の興味関心が高まりよい取組である。
- * 先生方の働き方改革にもつながるのでよいと思う。
- * 事業が継続していけるように教員の確保に努めてほしい。

◆学校教育課・指導室事業に対する点検評価員意見

【教育環境の整備・充実】

- ・ 郷州小学校校舎改修事業では、照明のLED化やEV棟の設置など、バリアフリー化等が進められ、空き教室は地域のコミュニティスペースとして開放するための改修が行われた。地域の人口動態や学校と地域との連携に考慮した校舎構築は望ましい形だと思う。また、黒内小学校の増築工事は、松並青葉地区の生徒数増加に対応するものであるが、ピークアウト後の教室運用を考慮した事業設計となっていることを評価する。

- GIGA スクール構想に基づく ICT 教育環境整備の一環として、児童生徒一人 1 台への端末配備に努めたことや、これまで守谷市が取り組んできた ICT 教育への先進的な環境整備が、図らずもコロナ禍の中でスムーズな対応・対策に繋がっていることを高く評価する。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、接触面が少ないレバー式の水道蛇口への交換や、各教室へ大型加湿器の配備を行うなど、感染症に対し想定しうる限りの方策を立て素早く実行に移せた機動力を評価する。今後も児童生徒と教職員の安心・安全のため、引く続き尽力してほしい。

【登下校時の安全確保・不審者対応】

- 合同点検を行い、認識している危険箇所 9 か所のうち 4 か所については安全対策が講じられたことは評価できる。しかしながら、学校の校門付近の信号機を類似点灯現象のない LED 信号への切り替えや、事故が多発する交差点への信号機設置、横断歩道の整備・設置等、児童生徒の通学路の安全に直結するに関わらず、既存の信号機との距離や交通量等に基づく警察の判断によって要望が見送られている危険箇所が残った。今後も改善に向けた交渉を粘り強く続け、早期対応を強く願う。
- 小中学校の引き渡し訓練が中止になったのは致し方ないことであるが、コロナ禍が続く限り実施できない状況が続くことが想定されるので、コロナ禍の災害も視野に入れた緊急時の児童引き渡し手順を作成し周知するよう検討願いたい。

【学校教育プラン】

（１）ステップアッププラン（確かな学力の育成）

- 2 か月間の「臨時休業日」があったにも関わらず、学力調査の結果では児童生徒の学力に目立った低下は見られず、守谷市の進めているプランが非常によく機能していると感じる。一方で、小学校中学年が伸び悩む結果となった。臨時休業期間は家庭での学習負担が増え、特に両親共働きや片親世帯での負担は相当なものであったと推測される。そうした家庭環境の差異が児童生徒（特に小学生）の学力に影響したことが懸念される。学力診断テストの傾向も踏まえ、今後も分析・評価を継続してほしい。
- 臨時休業期間中に指導できなかった学習内容について、教育課程の組み換えや指導内容の精選を行い、学習内容の確実な定着に尽力した多くの現場の先生方の努力を評価したい。
- コロナ禍の中「サタデー学習支援教室」が見送られたことは致し方ない措置であった。この取組は学習に不安がある児童への個別の学習支援を行うという重要な役割を果たしてきた。コロナ対策を行いつつ、早期の体制再確立を望みたい。

（２）ハートフォーヒューマンプラン（豊かな心を育む教育の推進）

- 総合教育支援センターの相談員の増員を評価する。
- 対面での交流が難しい中、子どもたちのストレスも溜まっていないか心配である。担任の先生の子どもたちへの気配り・目配りを大切にしたい。
- 小・小中交流にて取り上げた新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別、いじめについてはコロナ禍ならではの身近な話題であり、意見交換・議論という能動的な学習スタイルを用いることから、自分事としてより深く捉えられ、学習効果と道徳意識の定着は高いものと思われる。「考え、議論する道徳」は優れた指針なので、今後は交流だけでなく普段の授業においても積極的に取り入れてほしい。
- スクールカウンセラーの相談実績、ソーシャルスクールワーカーの派遣双方とも学校

において教職員と密接に連携し対応している。また、総合教育支援センターの相談件数は増加傾向が続いている。新型コロナウイルス感染症が終息したら、訪問型支援（アウトリーチ）を積極的に行い、諸問題を抱える児童生徒及び保護者のより所としての支援を継続してもらいたい。

（３）ヘルス＆フィジカルプラン（健康と体力を育む教育の推進）

- ・ 体力テストの実施が県全体で見送りになったことから定量的な評価はできないものの、教育活動の中で運動を積極的に取り入れたこと、体育の授業を削ることなく確保されたことは非常に好感が持てる。
- ・ 食育は、学校での児童生徒への啓発と並行して家庭との連携が課題となる。家庭環境に依らず取り組みやすい、スモールステップからの指導と導入提案を展開してほしい。
- ・ 部活動指導員の積極的導入は、子どもたちの技術の向上や先生方の負担軽減に大変よいと思う。

（４）ニュージェネレーションプラン（新しい時代に対応した教育の推進）

- ・ 中学生の体験的な学習である「職場体験学習」、小学生の「イングリッシュ・キャンプ」などをオンラインで実施したことを評価する。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面ではできない活動を「オンライン」で行えたことは、今後の教育活動の幅を広げるための方向性を感じさせる対策であった。
- ・ 守谷市の外国語教育は、小中学校すべての学年で ALT が授業に参加するという恵まれた教育環境にある。小学生の意識調査では「ALT と話したり活動したりすることは楽しい」との回答が 94.4% に上る。学習意欲を高める要因は様々あるが、そもそも、その活動・行動自体が楽しいと感じることは意欲の向上へ強く影響するので、大変素晴らしいことだと思う。中学 3 年生の英検 3 級取得率は、県平均を 10 ポイント近く上回る結果を出しており、その効果の現れと考えられる。
- ・ ICT 教育のハードウェアは、GIGA スクール構想のもと一人 1 台の端末環境が整い、通信回線が強化されたことで充足されてきた。ソフトウェアとしては支援員の増員を行い、教職員の情報活用能力の育成に大きく貢献した。一方で、こうした情報機器の増加や情報活用能力習得は現場教職員の身体的・精神的負担の増大に繋がるとも考えられることから、教職員への研修や学習支援を計画的に実施し、個々の教職員の能力と要望に見合ったサポートを行うことで、今後教職員それぞれがスキルアップを図り、児童生徒の ICT 教育の質が向上することに期待したい。
- ・ グローバル化の時代に、英語のコミュニケーション能力を身に付けることは必要不可欠である。大規模小学校及び各中学校の ALT の二人体制は、質の高いコミュニケーション能力を養うことにつながる。

（５）パートナーシッププラン（開かれた学校づくりと学校・家庭・地域等の連携）

- ・ 各校とも学校ホームページが積極的に更新され、情報公開が進んでいることは保護者・地域住民としても好ましいことである。学校から児童生徒達の学校での様子を見聞きすることで学校がより身近な存在となり、地域を巻き込んでの子育ての意識が形成されていくと期待している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により様々な学校行事が中止となった。その中で、学校、家庭、地域の連携のために大きな役割を果たしてきた学校行事（運動会、授業参観、学習発表会、文化祭、合唱コンクール、卒業式など）については、完全な中止では

なくオンラインを活用した形，参観人数を制限した形，その両方を取り入れた形など創意工夫を加え実施した。行事实施のための計画立案に携わった多くの先生方の努力を高く評価する。引き続き，コロナ禍の状況でも家庭・地域が継続して参画できる取組を期待したい。

- 学校・家庭・地域の連携への取組は，例えばゲストティーチャーによる昔遊びの伝承や田植え技能の指導は，知識の継承の場であると同時に世代間交流の場である。登下校の安全指導や見守り活動は，児童生徒が多くの人目により守られている安心感を得られ，地域との一体感が高まる。このような三者の連携による多様性のある地域ぐるみの子育てに，今後も期待したい。そのためには，積極的に地域からの多くの人材を発掘すること，人材を活用・運営するための組織を周知していくことが課題だろう。

【学校教育改革プラン】

（１）教員の働き方改革の推進（守谷型カリキュラム・マネジメント，スクールロイヤー制度）

- 2か月の臨時休校期間があっても，「週29時間授業」と「守谷型カリキュラム・マネジメント」を併用しながら，授業時数を確保し教育課程を修了できたこと，また，コロナ禍での校内の消毒作業や児童生徒の検温，オンライン授業の準備など教職員の業務負担は増加していると思われるが，そうした中でも放課後に時間的ゆとりを持つことができ，守谷型カリ・マネに9割以上の児童生徒・教員が肯定的に捉えていることは評価できる。
- 学校で起きる様々な課題や問題等に対し，専門知識を有する弁護士から指導，助言を受けられることは教職員の負担軽減と安定した学校運営のために大変よい取り組みである。

（２）いじめ防止対策の推進

- いじめ対策指導員を配置し，各学校の先生方といじめ対策会議を開催することは，いじめへの迅速な対応につながる。ネットによる誹謗中傷やいじめ対策に力を入れてほしい。
- いじめ認知の方法として児童生徒へのアンケートを実施し，早期発見と組織的な対応を実践されている。いじめ認知数はコロナ禍における休校の影響もあって減少しているが，近年ではネットやSNSを通じたいじめも社会問題となっており，従来よりも保護者や周囲から見えにくい傾向が強い。このため，いじめ認知方法もアンケートだけでなく，いじめを受けている児童生徒やその保護者が安心してタイムリーに相談できる仕組みを充実し広く認知されていくことを期待する。そのためには，いじめを告発した児童生徒や保護者のプライバシーに十分配慮した上で，いじめ発生の過程や取られた対策を事例として蓄積し，情報公開していくことが必要であると考ええる。

（３）小学校教科担任制による授業充実

- 理科・音楽・図画工作といった専門性の高い科目に，市独自で任用した教職員による教科担任制を導入したことは，授業の質を向上し児童生徒の学習意欲と学力の向上を達成するとともに，現場教職員の負担軽減と働き方改革及び教職員不足の解消にも大きく貢献しているものと高く評価できる。今後はプログラミング教育など，より高い専門性が必要とされる教科も導入されることから，教科担任制を広く定着・継続させるためにも，優れた指導者の確保と育成に努められたい。

Ⅱ 給食センター事業

学校給食については、学校給食法で定める次の7つの目標を視点とし、点検・評価を行いました。

【学校給食法で定める7つの目標】

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

項 目	1 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食の在り方について教育の一環として給食を実施する
目標・取組 概要	① 食と健康、正しい食習慣などについて、給食を通して学べる工夫をします。 ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学校が休業し、再開する際は、文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を参考に取り組みます。 給食費の徴収は、学校と連携して徴収率の向上に努めます。 ③ 安全安心で安定した学校給食を提供します。また、各学校の給食主任による献立会議を開催し、児童生徒等からの声を反映した献立づくりを心掛け、食育につながる給食の提供に努めます。 ④ 食物アレルギーを持つ児童生徒の対応については、給食センター、学校及び保護者で情報の共有を図ります。
自己評価	① 食材の栄養、献立の内容、郷土食などを紹介した「栄養指導資料」を各学校に配布（年10回）や、献立表や食と健康についてなどを説明した「給食だより」を市ホームページに掲載（年10回）することを継続して取り組むことができました。 食前・食後のあいさつについては、飛沫感染防止策を講じながら指導を行いました。 ＜給食の実施状況＞ 学校臨時休業の影響による変更後の提供日数 184日 （自主学習の昼食（5日間）を除く。） ※ 提供予定日数 205日 ※ 令和3年3月現在提供数 1日当たり約6,558食 （令和2年2月現在 1日当たり6,570食） ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から5月にか

けて学校が休業となり、6月から再開した際は、文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を参考に、エネルギーの量に配慮しつつも、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない簡易な給食で再開しました。

給食費の徴収については、学校と給食センターが連携して未納削減に取り組んでいます。

＜給食費収納率（現年度分）＞

令和2年度 99.91%（13校中10校100%）

※ 令和元年度 99.88%

- ③ 献立と本日の給食の写真を市ホームページに掲載し、給食に関する情報提供に努めました。献立は各学校の給食主任による献立会議を開催して各校の意見を取り入れたり、地元産食材の利用や他県の郷土料理の紹介などにも取り組みました。

また、新型コロナウイルスで影響を受けている畜産や水産事業者を学校給食をとおして茨城県が支援する県産和牛等学校給食提供緊急対策事業などを活用し、常陸牛や奥久慈しゃも、県産水産物を使用した給食を提供しました。

放射性物質検査については、調理した献立（2献立）を検査し、検査結果を毎日市ホームページに掲載して、給食の安全性について情報提供を図ることができました。

＜簡易な給食の例＞



▲配膳の過程での感染防止のため、品数の少ない献立で再開した給食の例
（ひよこ豆入りキーマカレー、麦ごはん、牛乳）

＜常陸牛を使用した給食＞



▲市内の常陸牛取扱い店から仕入れた常陸牛を使用した献立
（牛丼の具、カボチャの天ぷら、さくらんぼゼリー、ごはん、牛乳）

- ④ 食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、保護者、学校及び給食センターが情報を共有し、食物アレルギーによる事故防止に努めました。（事故発生なし）

【取組内容】

- 食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に献立明細等を配布し、保護者から給食の喫食を判断するための「給食確認票」の提出を受け、情報の共有を図りました。
- 2献立制を活用して、希望により他の献立と変更するなどし、できるだけ給食を食べられるように努めました。

今後の課題と対応の方向性	① 栄養教諭による指導の機会を充実させ、法律で定める学校給食の目標が達成されるよう引き続き取り組んでいきます。 ② 給食費の改定については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢等も踏まえて検討をします。 ③ 食数の増加に対応するため、新給食センターを令和4年4月から稼働できるよう、建替え工事を進めます。 ④ 食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、引き続き給食センター、学校、保護者の3者が情報共有しながら適切に対応していきます。
--------------	---

項 目	2 学校給食を安全・安定して供給するため、徹底した衛生管理を行う。
目標・取組概要	① 安心・安全で安定した学校給食の提供に努めます。 a 調理場内のドライ運用(*8)や、手洗い、調理用具の消毒を徹底し、食中毒の防止に努めます。 b 自己健康及び自己衛生管理表、衛生管理チェック票、作業工程表の確認を毎日行い、調理業務従事者に対する衛生管理の徹底を図ります。 c 施設内の害虫防除を行うとともに、上・下水道水質検査、食品衛生検査等を行い、食中毒防止に努めます。 ② 設備を定期的に保守点検し、不具合箇所を早めに発見して対処していくことで、安定した給食の提供を図ります。
自己評価	① 衛生管理マニュアルを徹底するとともに、施設の定期的な点検（水質検査・食品衛生検査等）を行い、食中毒等の事故はありませんでした。 ② 調理機器等のメンテナンスを定期的に行っているため、設備の老朽化等による不具合が発生した場合においても、停止するような事故等は無く、給食を安定して供給することができました。
今後の課題と対応の方向性	食数の増加に対応するため、新給食センターの稼働に併せて現在の2献立から3献立とするためのシステムを導入し、また配送や学校施設の受け入れ体制の準備を進めています。

〈外部の方々から頂いた意見〉

【簡易な給食に対して頂いた保護者からのご意見】

- * 感染拡大防止で配膳を簡素化したのはわかるが、成長期の小中学生は大人になるための身体を作る大事な時期でもあり、理解出来かねます。
- * メニューの少なさ、栄養バランスの偏りに驚き、困惑と怒りもあります。子供達にとって給食は故郷の味であり、今後、改善して頂ける事を祈っております。
- * 学校が再開してからの給食が新型コロナの影響のため品数が少なくなり、子供たちも、あれではとても足りないと感じて毎日申しています。

【通常給食に対して頂いた保護者からのご意見】

- * 小学校と中学校の子供がほぼ毎日、「今日も給食おいしかった」と、報告してくれます。給食が美味しいというのは、物凄く価値のあることであり、それだけで、学校を好きになります。

*8 ドライ運用・・・床を乾かした状態で使用することです。

項 目	3 安定した施設の運営を図るため、改築事業に取り組む。
目標・取組 概要	現在の学校給食センター施設は昭和59年に共用開始された施設であり、老朽化が進んでいます。今後約40年間、安定して児童生徒に給食を供給し、学校給食衛生管理基準に適合した衛生的で安全な調理環境を確保するため、調理能力8,000食規模の施設を令和4年4月供用開始を目標に事業を進めます。 スケジュール ・令和元年度 用地取得 契約締結 設計 ・令和2年度 設計（継続）、建設工事 ・令和3年度 建設工事（継続） ・令和4年度 供用開始、旧施設撤去
自己評価	基本設計・実施設計を終え、工事に着手することができました。   工事の様子 新給食センターのイメージ
今後の課題と 対応の方向性	工事を計画通りに進めると同時に、新給食センターの移行に向け、調理や配送のほか、配膳についても試行を重ね、スムーズな移行ができるよう準備を進める必要があります。

〈外部の方々から頂いた意見（給食センター運営委員会委員）〉

- * 調理能力について、後で足りなくなるといふようなことにならないよう進めて欲しい。

◆給食センター事業に対する点検評価員の意見

- ・ 食は健康の基本であり、子どもたちの成長の源である。新給食センターでも安心安全で質の高い給食を提供して欲しい。
- ・ 給食については栄養のバランスやアレルギーに配慮するだけでなく、地元茨城県の農作物や特産品を活用したメニューづくりなど、積極的に食育に取り組んでいることを高く評価できる。また毎日のメニューを写真付きでホームページで公開することで保護者も一層安心し、家庭での献立作りに役立てることもでき大いに好感が持てる。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策から臨時的に用意された簡易メニューに関しては、量・質の面から児童生徒及び保護者からの不満が上がったことは事実である。緊急措置として時間のなかで用意しなければならなかった事情は十分に察するものではあるが、給食は育ち盛りの児童生徒の心身の育成に大きく影響するものであり、貧困や虐待の環境下にある児童生徒にとっては食のセーフティーネットであることから、今回の事案を契機と捉え、今後のパンデミックに対する対策を普段から検討し準備されること

を望む。

- ・ 各学校の給食指導では、マスクの着用、手洗い・手指のアルコール消毒・うがいの励行、3密を避けたソーシャルディスタンスの徹底、黙食・会食グループの見直しなど、給食の配膳・会食・後片付けのための対策を徹底して実施したことを評価する。

＜社会教育（生涯学習）分野の点検・評価＞

社会教育（生涯学習）分野については、大きく生涯学習事業と図書館事業に分けて点検・評価しました。

I 生涯学習事業

1 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供

市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習の機会・場を提供します。

項 目	1 多様な学習機会の提供に努めます						
目標・取組 概要	公民館講座を中心に、多様な学習機会の提供、学習意欲の喚起を図り、市民の学習活動につながるきっかけづくりを進めます。 ※ 中央公民館、郷州公民館、高野公民館、北守谷公民館の運営は、平成 24 年度から指定管理者制度を導入しており、令和 2 年度から第 3 期目に入りました。（指定期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日） ① 公民館事業における学習機会、交流の場の提供 ② 人権啓発・人権教育の推進						
自己評価	① 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため休館し、部屋の貸出を中止したことにより、利用者数は減少しましたが、従来の対面式講座ができない状況にある中、ニーズが高く人気のある講座を、募集定員の縮小、時間制限等により実施しました。 また、対面式講座の参加者に加えて、感染状況が落ち着いた時期に中央公民館ホールで開催した音楽コンサートの参加者にアンケートを行った結果、講座及びコンサートに対する満足度は高い傾向にありました。 【参考】公民館講座に満足している参加者の割合 <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>96.1%</td><td>95.9%</td><td>96.7%</td></tr></table> 休館期間は、料理教室、音楽コンサート、館内展示物の YouTube 配信、フェイスブックによる情報発信を行い、新たな学びの機会を提供するきっかけとなりました。 市民の芸術・文化活動を応援するため、部屋の空き状況に応じて、公民館を個人でも使用できるようにしました。	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	96.1%	95.9%	96.7%
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度					
96.1%	95.9%	96.7%					

	【参考】公民館利用者数					
		単位	中央	郷州	高野	北守谷
	H30	人	70,355	37,492	49,226	43,525
	R1		—	40,014	52,246	49,632
	R2		22,589	17,126	19,234	15,134
	② 人権教育は、主に家庭教育講座の中で、子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人を思いやり、命や人権を尊重する豊かな心の育成について学ぶ機会を提供しました。					
今後の課題と対応の方向性	日中の公民館講座に参加するのは、シニア世代が多い状況です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による講座の中止だけでなく、シニア世代の仲間づくりや社会参加のきっかけづくりであるサークル活動を制限せざるを得ない状況にありました。公民館の創意工夫により、学び・出逢いの場を提供する必要があります。 オンライン講座の提供に加え、会合や趣味・教養に関する活動でも活用が望まれている Wi-Fi 環境の整備等により、更なる施設の利便性向上と市民が生涯学習に取り組む機会・場の提供に努めます。					

〈外部の方々から頂いた意見（公民館講座・イベント参加者）〉

- * 久しぶりに講座に参加しました。1人では自己流になってしまうので、公民館で教えてもらえるのは嬉しいです。（公民館講座「筋トレ&ストレッチ」参加者）
- * 公民館でジャズが聴けるとは思わなかった。こういう機会がたくさんあると嬉しい。（コンサート「館長と音楽の仲間たち♪」参加者）

項 目	2 市民が安全で安心して学べる環境の整備に努めます
目標・取組概要	市民にとって最も身近な学習拠点、地域の方々が交流する場である公民館等生涯学習施設の適切な維持管理により、良好な学習環境を確保します。
自己評価	各公民館、もりや学びの里、市民交流館、東板戸井集会所等施設の不良箇所の修繕を行い、快適な学習環境を提供しました。 建築物の安全性や適法性を確保するため、中央公民館、高野公民館、北守谷公民館、もりや学びの里の建物定期調査、郷州公民館の劣化度調査を行いました。 中央公民館の改修工事は令和2年3月 31 日をもって完了し、設備点検、備品搬入等の開館準備を行い、令和2年4月 26 日にリニューアルしました。ホールの音響設備や映像機器の更新、オペレーター（機材操作者）の配置等により、本格的な音楽コンサートや映画会の開催にも利用できる環境になりました。

	 ▲左から 中央公民館、郷州公民館、高野公民館、北守谷公民館
今後の課題と対応の方向性	公民館等の生涯学習施設は、建築年数に応じて老朽化が進んでいます。「守谷市公民館個別施設計画」等により計画的に建物定期調査や劣化度調査を行い、改修工事に備えます。 新しい学びの形を提供するためには、対応可能な環境整備が必要です。今後、施設改修に合わせて設備更新を行い、市民の学習活動、交流拠点として有効活用されるよう努めます。

〈外部の方々から頂いた意見（公民館利用者）〉

- * 中央公民館ホールの音響がとても良くなりました。多くの人に使ってほしい。
- * 普通のWi-Fiが公民館など公共の場所で使えるといいと思う。
- * 人が集まる施設なので検温機を設置してほしい。みんなが安心して活動できます。

項 目	3 子ども達の健全育成と家庭教育の充実を図ります
目標・取組概要	子ども達の豊かな心を育むため、学校・家庭・地域の連携により、青少年健全育成と家庭教育に関する学習機会を提供し、充実を図ります。 ① 地域との連携による学校支援の仕組み創設 ② 家庭教育講座・講演会の開催 ③ 成人式の開催
自己評価	① 学校教育活動の充実と、地域人材の活用や地域の教育力向上を目指して、中学校区ごとに「(仮称)コミュニティ・スクールボランティアバンク(以下「ボランティアバンク」という。)」を設置するため、モデル地区を選定し、まちづくり協議会の協力を得て、地域と学校が連携して子ども達を育てていく仕組みづくりをスタートさせました。 ② 保護者が家庭教育の重要性を認識し、家庭における子どもの健全育成が図れるよう家庭教育講座(年4回)及び講演会(年1回)を開催しました。 家庭教育講演会では、市内在住の臨床心理士が、コロナ禍で自粛生活が続く中、大人も子ども達も「ストレス」が溜まっていく中で、親子の信頼関係を継続するためのコツや子ども達の心に寄り添った子育てのアドバイスとアイデアを紹介しました。 ③ 次代を担う新成人の門出を祝福するため、成人式を開催しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、検温や消毒に加え、マスク着用、中学校区ごとの時間差での受付など、対策を

行った上で、式典の時間を短縮して実施しました。

新成人の中から選ばれた運営協力員が企画・運営し、事前準備、当日の受付や司会進行、会場内の誘導なども新成人自らが行いました。

近隣の市町村が開催中止・延期をする中での開催となり、例年よりやや少ない参加者数となりましたが、大きな事故もなく無事に実施することができました。

【参考】成人式参加状況

	単位	H30	R1	R2
参加者数	人	493	583	453
参加率	%	70.0	84.5	63.1

また、民法の一部を改正する法律により、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、守谷市は、社会教育委員の会議から「成年年齢の引き下げに伴う成人式の対象年齢に関する提言書」が提出され、教育委員会の承認を経て、令和4年度（令和5年1月開催）以降も、従来通り20歳の方を対象として成人式を実施することを決定しました。

▲成人式運営協力員

▲式典時受付の様子

※ 中学生富士登山事業、PTA 連絡協議会及び子ども会育成連合会の活動支援は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実施できませんでした。

今後の課題と対応の方向性

家庭教育は、全ての教育の出発点です。関心を持たない層への意欲の喚起や講座等の参加につなげるアプローチを工夫し、親子の信頼関係や人権感覚を身に付ける学習機会の充実に努めます。

ボランティアバンクの設置は、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律で求められている、「地域とともにある学校づくり」に関する取組の一つです。今後、地域の皆さんによる学校支援（一方向）のみならず、各地区まちづくり協議会と学校の連携・協働により、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組（双方向）ができるようコーディネート機能の強化を図る必要があります。

〈外部の方々から頂いた意見〉

- * ボランティアバンクを機能させるためには学校側の受入体制も整える必要がある。地域と学校をつなぐのは簡単なようで簡単でないと思う。(社会教育委員)
- * やるのかやらないのか毎日ホームページを見ていました。コロナ禍の中、開催していただけて感謝です。(成人式参加者(保護者))
- * これから出逢う人とのつながりを大切にして成長していきたいと思う。(新成人)

2 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援

市民がスポーツに親しむ機会・場を提供します。

項 目	1 市民の健康・体力づくりとスポーツ活動の推進に努めます										
目標・取組 概要	市民の健康増進と体力向上を図るため、スポーツ活動につながるきっかけづくりを行うとともに、自主的な活動を支援します。 ① 各種スポーツ大会の開催 ② 守谷市体育協会（＊10）の法人化に向けた準備 ③ スポーツ少年団活動の支援 ④ 学校体育施設の開放 ⑤ 全国大会等出場奨励金の交付										
自己評価	① 各種スポーツ大会は、守谷市体育協会との連携・協働により4種目（テニス大会・ソフトテニス大会・グラウンドゴルフ大会・ソフトボール大会）を開催しました。開会、閉会（表彰）を簡略化し、消毒、休息など新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながらスムーズな進行ができました。 ② 守谷市体育協会理事会において、協会の法人化により自立を推進するとされ、運営や各種事業を自ら担える組織づくりについて調査・研究を行いました。これまで市が行ってきた事務局業務を協会に移行するため、市職員を派遣することとし、令和3年4月法人設立を目標に、定款作成、組織体制の整備等、必要な準備を行いました。 【参考】市体育協会登録状況 <table><tr><td></td><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>会員数</td><td>人</td><td>1,794</td><td>1,748</td><td>1,484</td></tr></table> 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により活動が制限され、一時的に登録会員が減少しました。 ③ スポーツ少年団指導者制度が変更され、技術指導に加え、スポーツ少年団の理念（＊11）を学び資格を有する指導者の複数名配置が必須となったため、資格登録料等を支援し、資格取得を促進しました。 守谷市スポーツ少年団本部は、例年実施している指導者講習会及び全体交流会に代えて、オンライン講習会を実施し、指導者及び保護者に必要なスキルを学ぶ機会と、親子で学べるコミュニケーションの場を提供しました。		単位	H30	R1	R2	会員数	人	1,794	1,748	1,484
	単位	H30	R1	R2							
会員数	人	1,794	1,748	1,484							